

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

白澤良一君の一般質問を許します。御登壇願います。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） おはようございます。永伸会の白澤良一です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問します。

2年余りにもわたり新型コロナウイルスの混乱が続きましたが、やっと落ちついてきたのではないかと感じている方もいるのではないのでしょうか。岩手県では、新型コロナウイルス対策で発令した岩手県緊急事態宣言を去る5月30日に約4か月ぶりに解除いたしました。しかし、コロナが終息したわけではございません。引き続き感染の流行が継続している状況です。そのような中、感染拡大防止と地域経済活動に御尽力なされておられる関係者の皆様に敬意を表します。

私も多くの町民の皆様の期待に応えられるよう決意を新たにして活動していくことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

初めに、職員の人事管理について御質問します。

地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の推進、三位一体の改革など、様々な制度改革により大変厳しい状況へと変化してまいりました。このような中、地方自治体には地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが求められています。

また、行政に対する町民要望は日々高度化、多様化しており、従来の手法では対応できない状況が見受けられ、町民ニーズを的確に捉え適切に対応すべく町としての役割はますます増大しております。

さらに、大槌町の総合計画の基本理念である「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現を図っていくためには、行政と町民が共通認識の下、町民の参画と協働を進め、対等なパートナーシップとして互いの能力や知恵を生かしながら取り組んでいくことも求められております。

町民が求める効率的な行政運営を図り、変革の時代に的確に対応するため、これまで

以上にしっかりと行政運営能力が求められます。

そこで、人材育成についてお伺いいたします。

職員一人一人が仕事に対するレベルアップや知識、能力の向上などを図るべく人材育成が重要です。そのために、職員の研修について計画的に実施されているものと思いますが、これまでの実績と成果についてお伺いいたします。

また、今までの検証を踏まえ、今後の研修の在り方についてどのようにお考えか、お伺いします。

次に、人事異動についてお伺いします。

町の職員は町の財産であり、役場は大槌町のシンクタンクだと認識しております。言うならば役場は町の人材の宝庫であると感じております。

この人材の活用については、町民サービスの向上という本来の目的に直結するとともに、時代の変化に即応する能力向上への実践研修の場につながる重要なステージであります。そのためにも、人材評価に基づく年齢にとらわれない昇任や適材適所などによる、人材を最大限に活用して行政運営を図っていくことが重要です。

さらに、高度化、複雑化する行政の各領域においては専門知識を必要とする場合も多く、職員の知識、能力、経験を最大限に生かし、プロフェッショナルな職員の育成に向けた人材開発の強化も求められています。

今年度もスタートして3か月目となりますが、今年度の異動は職員の希望に配慮した異動になっているのか、お伺いいたします。

また、職員の適性把握についてはどのように行われているのか、お伺いいたします。

さらに、個々の適性に合った配置やプロフェッショナルな職員育成についてのお考えをお伺いします。

次に、大槌町震災伝承プラットフォームについてお伺いいたします。

東日本大震災の津波で大きな被害が起きた大槌町で、震災伝承の方法を町や町民が一体となって話し合う大槌町震災伝承プラットフォームが昨年8月に始動しました。

このプラットフォームは、学校や伝承活動に取り組む団体の関係者ら委員7人で構成する運営会議を設置し、その下に、町と一緒に伝承の方法を議論する場として、「震災伝承の場の在り方検討」「震災語り部の育成」「震災教育・研修コンテンツの開発・整備」の3つの部会を置いて議論を重ねてまいりました。

具体的には、40人の職員が亡くなった旧役場庁舎跡地や津波で観光船が乗り上げた民

宿跡地の活用・整備、修学旅行や企業研修に向けた語り部の育成などのほか、命を守ることを第一とする教育カリキュラムの策定を目指して取り組んできたと認識しております。

新聞報道によりますと、町長は「東日本大震災は忘れることができない災害。今後起きる災害から命を守るためにためにも様々な意見をいただきたい」と話したと報じられております。

しかし、震災伝承の場の在り方検討部会では、昨年秋以降、町内外の人たちにほぼ毎月、計7回の検討会を開催して一応のアイデアを出したものの、震災伝承プラットフォーム運営会議は、伝承事業については「対話の場を設け、旧役場庁舎跡地や旧民宿跡地の整備はさらなる検討が必要」との報告が町に出されました。

これを受け、町では本年度予定していた跡地整備を見直し、引き続き対話の場を設ける方針と伺っております。

震災伝承の場の在り方検討部会に参加した方々は、「忘れない（無関心ではられない）」、「伝える（語り継ぐ）」、「備える（二度と犠牲者を出さない）」を具体的なものにするためにするために様々な意見を述べておられました。

この部会に参加、傍聴した者の一人として、検討会の参加者に対し忌憚のない意見を出してほしいとお願いしたものの、自分たちの意見が参考にされないのでは、何のための、誰のための検討会なのか疑問を持たざるを得ません。

そこでお尋ねしますが、7回で出された意見をどのように集約し、検討会に参加した方に対し御説明するつもりなのか、お伺いします。

また、町が整備案として示したイメージに対し、参加者から様々な意見・提案が出されていきました。参加者も、自分たちが出した意見がどのように反映され、どのようなモニメントができるのかを期待している方も多はずです。そのような方々に、今回出された報告をどのようにして説明しようとしているのか、お伺いします。

次に、観光行政への取組についてお尋ねします。

ある観光業界の資料によりますと、観光の目的は、心身のリフレッシュのため、日常の嫌なことを忘れて疲れを癒やすため、さらに、今まで行ったことのない場所に行ったり、食べたことのないものを食べるなど新しい体験を求めて旅行するという目をしました。

また、最近の状況を見ますと、それぞれの地域に農家民泊組織を立ち上げ、農家民泊

による教育旅行の推進や、地域の魅力と資源を最大限に活用した着地型のグリーンツーリズム、スポーツツーリズムなど、体験型・交流型の要素を取り入れた地域独自の創意工夫を凝らしたメニューづくりを行い、都市生活者の誘客に鋭意努力されております。

大槌町でも、交流人口の拡大による観光振興を図るため大槌町観光ビジョンを策定し、観光交流協会を中心に事業が展開されておられることは十分承知しております。

しかし、コロナ禍によって生まれた観光行政が受け止めるべき事象も多くある中で課題も山積していると思いますが、観光行政施策として推進する意義や今後取り組むべき負担についてどのように考えているのか、お伺いします。

次に、観光資源の整備についてお尋ねします。

大槌町では、東日本大震災後の観光の目指すべき方向性を再検討し、町民、関係団体、事業者等の連携による観光まちづくりの指針を定め、効果的に観光復興を推し進めることを目的として、2018年度から2022年度を期間とする大槌町観光ビジョンを策定しております。

ビジョン策定に当たり、観光業に携わる事業関係団体並びに役場各課を対象としたヒアリングの結果、大槌町として自慢したいことの第1位は「景観」31.3%、2位は「食」19.2%、3位は「海」17.2%、4位は「伝統芸能・文化」7.1%となっております。

この調査結果から、大槌町が重点的に推進すべき観光要素は、海、山を含めた自然景観、食、伝統文化であることが明確であります。

私なりに大槌の自然景観を見ますと、海岸景観として蓬莱島、筋山展望台、崎山展望台、河川景観として浪板不動滝、高滝、大槌・小槌川流域の清流、山岳景観として鯨山、高原景観として新山高原、海水浴場として吉里吉里海岸、浪板海岸など、そのポテンシャルはすばらしいものがあります。

しかし、通年観光を目指す大槌町では、この景観を観光資源として十分生かし切れていないと感じております。

なぜなら、太平洋を一望できる筋山展望台、崎山展望台では道路や駐車場が整備されておりますが、展望台から眼下の太平洋を眺めようとしても木の枝が覆いかぶさり、せっかくのすばらしい景色を堪能することができません。

これから観光シーズンを迎え、旅行者に「また大槌に来たい」という気持ちを持っていただくよう町内の観光資源のさらなる整備が必要と思いますが、お考えを伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。時間があれば再質問させていただきます。御

清聴ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 臼澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、職員の人事管理についてお答えをいたします。

職員研修につきましては、新規採用職員から経験年数に応じて段階的に行うものや、OJTやコーチング等の人材育成、法務・税務・財務・契約・政策形成など専門分野ごとに行うもの、また、中堅職や管理職などの職責に応じて行うものがあります。

これまでは、講師を招聘するなどして対面式で行う研修が主となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から対面式での研修が実施困難になったことから、オンラインに対応するための体制を整備し、昨年度からは感染状況等を踏まえながら対面式とオンラインによる研修を実施しているところであります。

第9次総合計画策定以降の研修実績につきましては、令和元年度が11種類の研修を延べ40名が受講、令和2年度は2種類の研修を延べ13名が受講、昨年度は26種類の研修を延べ227名が受講しております。現状では、法律や制度の説明を主とするものが多いことから、実質的かつ実践的な研修体制に改めるべく、現在、本年度の研修計画の見直しを行っているところであります。

今後につきましては、現在再構築中である人事評価制度の評価結果を活用することにより、職員の適性を分析し、効果的なスキルアップや能力向上につながるような研修計画を策定し、確実に実施していくこととしております。

次に、人事異動についてお答えをいたします。

職員の異動希望については平成22年度から自己申告制度を導入しており、毎年11月1日時点でプロパー職員を対象に自己申告書の提出を求めているところであります。

自己申告書では、心身の状況や資格の取得状況、岩手県やほかの行政機関への派遣を含めた異動希望、その他、意見や要望、配慮を含むことなどを記載し、所属長面談を行った上で総務課へ提出させております。

さらに、上半期と下半期の年2回所属長ヒアリングを実施し、上半期は、毎年9月に実施している職員の新規採用試験を踏まえた定数上の課題や有資格者の必要性等に関することを、下半期は、職員から提出された自己申告書を基に職員個人に関する詳細なヒアリングを行うことで、職員の異動希望や適性の把握に努めるところであります。

また、議員御指摘のとおり、行政の高度化、複雑化に伴う専門知識を有した職員の必

要性については課題として捉えており、現状では、職務上必要な資格の取得や、OJT及び研修会等の実施による人材育成に加え、専門的な知識を有する職員の採用を積極的に進めており、本年度は助産師とスクールソーシャルワーカーを町として初めて採用しております。

今後につきましては、現在再構築中である人事評価制度の評価結果を人事育成や人事管理のあらゆる面で最大限活用するとともに、高度な知識や専門性が高い業務については、新たな知識の習得や後継者の育成が課題として挙げられることから、住民サービスに支障を来すことのないよう、計画的な人材確保や育成を進めるとともに、専門職の採用についても必要に応じて検討してまいります。

次に、大槌町震災伝承プラットフォームについてお答えをいたします。

昨年度から、官民協働による震災伝承の取組をより一層推進するため、大槌町震災伝承プラットフォームを立ち上げ、テーマ別ワーキンググループを通じ震災伝承に関する議論を重ね、様々な視点から御意見をいただきました。

あわせて本年4月には、大槌町震災伝承プラットフォーム運営委員会から、ワーキンググループでの御意見を踏まえて、今後の震災伝承の取組に関する報告書も提出されたところであります。

その上で、震災から11年が経過した今、大槌町震災伝承プラットフォーム運営会議や各ワーキンググループにより町民の皆様と行政が一堂に会し、震災伝承の取組に向けて率直に議論を交わし合えたことは、震災伝承の取組を前進させる大きな成果であったと捉えているところであります。

また、議論において忌憚のない御意見をいただいたことで、旧役場庁舎跡地及び旧民宿あかぶ跡地への建造物の整備に係る要素として、「津波の高さが分かるもの」、「遺物の活用」、「子供たちも日常集える場」の3つの要素をまとめることができたほか、震災語り部の人材育成や教育現場での震災学習の推進など、ハード・ソフト一体となった取組の重要性などについても意見集約ができたものと考えているところであります。

そのことから、前年度にいただいた御意見に加え、本年度は、震災伝承の場の整備や語り部育成の活動などが一体となった取組について、町民の皆様や関係団体との議論をさらに深めてまいります。

報告書の説明については、現在、具体的な方針について協議を進めているところであり、その方針がまとまり次第、議会議員の皆様、参加者の方々に説明する機会を設けた

いと考えているところであります。

次に、観光行政の取組についてお答えをいたします。

観光を行政施策として推進する意義は、観光を通じた町内経済の活性化であります。これは、観光事業者のみならず、漁業や農業など幅広く町内事業者に効果があることから、大槌町を目的地として選択していただけるよう魅力発信に取り組んでいるところであります。

今後取り組むべき課題については、コロナ後を見据えた大槌町の魅力発信であると考えます。特に、観光分野においては、時代とともにライフスタイルの変化や価値観の多様化、また、スマートフォン等のインターネットなど情報ツールの普及により、観光及び旅行のスタイルが近年大きく変化しております。物見遊山的な観光から体験型へ、そして団体ツアーから個人旅行へと形態が移り変わる中、町では、コンテンツ連動型誘客施策の一つとして新たにアニメーションを活用した事業に取り組むなど、ユーチューブ、ツイッター等の情報ツールをフルに活用し、これまで大槌町に接点が少なかった比較的若い年齢層にもアプローチできる取組を行っているところであります。

また、昨年夏に小槌神社境内で実施された郷土芸能「かがり火の舞」は、非常に高い評価を得ることができました。今年、JR東日本の「北東北3県大型観光キャンペーン」のメインコンテンツの一つとして大槌町の郷土芸能「かがり火の舞」が選定されており、新たな観光コンテンツとして醸成されつつあります。

町では、時代の観光スタイルの変化と合わせ、積極的に情報発信を行いつつ、伝統文化を融合させながら、既存の形にとらわれない観光施策として大槌町の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、観光資源の整備についてお答えをいたします。

当該、筋山展望台、崎山展望台から望むエリアは、国が指定する国立公園区域内となっており、かつ県の保安林に指定されております。また、崎山展望台エリアは私有林であります。伐採に当たっては、環境省及び岩手県並びに土地所有者との協議や手続を経る必要があります。

町の景観のために伐採しなければならない箇所は筋山だけではなく、その費用対効果を考慮した場合、当該地の整備優先度は低いと考えているところであります。

時代の変遷とともに観光客の意識が大きく変化しております。

特に東日本大震災津波、さらにコロナ禍によって、経済動向や観光動向が激減する中

で、商業施設や宿泊施設が比較的集約されている市街地や広い駐車場、鉄道・バスなどの公共機関への接続が容易な場所へ誘客し、経済活動へ誘導したいと考えております。

消費動向を大きく誘引しお客様の満足度を高くするため、事業の選択と集中を図り、優先順位の高い課題から取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 御丁寧な御答弁いただきありがとうございます。ちょっと時間もありますので、順を追って再質問させていただきます。

まず人事管理についての再質問ですが、町長の答弁によりますと、これまで経験年数によって、職先に応じて検証しているということを私も理解をいたしました。

そういう中で不適切な事務処理が明るみに出たわけです。県内の自治体が起こす不祥事は、これはもう皆さんマスコミ報道を見ても分かるとおりに、ちょっと大槌町がかなり多いような、そういう感じを持っています。

研修計画を見直すとありますが、不祥事の原因が研修にあるのか、私、本当にちょっとこれ疑問に感じます。仮にそうだとした場合、大槌で行われている研修というのは、他の自治体で比べて何が問題なのか、そこをどういうふうに認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 当町では、町村会で実施する研修会に、他自治体と同様に職員が参加しております。加えて、町独自の研修というのを予算化させていただいております。

職員能力開発事業というもので実施することとしておりますけども、その事業を進める中で、専門業者のほうと協議を重ねながら、当町の課題等を踏まえた効果的な研修設計等を確実に実行してまいりたいというふうに考えております。

この研修を進めるに当たっての視点は3つほどございまして、やはり職員に求められる能力である対人関係の能力であったり、専門能力であったり、問題の解決力、企画力等を軸にいろいろとスキルアップにつながる研修等を実施してまいりたいというふうに考えております。これを実際に仕事に役立てることが肝要というふうに捉えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。それぞれのプロの先生方のアドバイスをいただきながら研修されているということは、これからも引き続きよろしくお願ひした

いと思っています。

それで、研修なんですけど、令和元年度や令和2年度と比べて昨年度は桁違いに職員が多く受講しているということを御答弁で理解いたしました。にもかかわらず、昨年度は不祥事が相次ぎ発覚いたしました。

私、この問題は研修の開催回数とか受講人数ではないことがこの点について分かると思いますが、この点についてはどのように捉えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、町長の答弁にありました研修の回数なんですけども、これ、昨今のコロナ禍の影響というのもありまして、そもそも研修自体が中止されたりだとかということで、人数が少なくなっている年度がございます。令和元年度とかかなり少なくなりますけども、そういう状態でございます。

昨年度とか、大きく伸びた要因というのは、今年度から実施をしようとしている人事評価制度のほうですね、それらの研修等がありましたので、職員の数が大きく伸びたというのが、数とすればそういった要因があります。

ただ、研修というのは人材育成があくまでもやっぱり目的であって、受講者数が多いとか少ないとか、そういった視点ではないというふうに考えております。なので、研修の効果とすれば、やはり事務処理能力であったり、課題を解決する力、あとは町民への行政サービスの質が向上したかどうか、そういったところで研修の効果というのを捉えるべきというふうに考えております。

また、一歩先を行くのであれば、やっぱり職員がリーダーシップを発揮できるような人間に成長していくかというようなところで見ていければというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 答弁になっていないな。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 分かりました。私は、お答えいただく内容とは若干ずれているような気がするんですけども、やっぱり職員の人材能力を引き出す、それによって、町としてこれから目指すべきもの、町勢発展計画等々ございますので、事務処理能力を高めるような研修をこれからもぜひ続けてください。もちろん、不祥事が発覚したら元も子もないことですので、そういうないような事も含めて検証を行っていただきたいと思います。

次に、昨年度に発覚した不祥事というのは、結局、私、幹部職員が関わっているもの

が多いということを理解しています。ということは、私は一般職員だけでなく幹部職員の研修も必要ではないのかと思っていますが、この点についてお答えいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 一般職ではなくて町長や幹部職員の研修が必要ではないのかといった御質問でございますけれども、管理職の研修等はこれまでも実施しております。その中で、今年度からやっぱり人事評価制度というものが入ってまいります。その人事評価制度の中では、管理職が上司のほうとの面談というものが設けられてまいりますので、そういった中で、日常の業務の進捗管理であったりだとか、そういった管理職としての心構えであったり、役割、そういったものが面談の中で確認されるようになるというところが、これまでとはまた違って、一歩先を進んだ研修の効果の引き出し方というのができてくるのではないのかなというふうに考えております。

また、町長の研修ということなんですけれども、事務方の視点でいえば、あくまでもやはりこれまでの不祥事というのは、事務方のほうの事務処理能力に起因するということですので、やはり職員の事務処理能力の向上を図ることが必要というふうに考えているものでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 今御答弁いただきまして、不祥事の原因というのは事務方の能力ということですが、事務方をグリップする管理者の、私は責任も十分考えられると思います。ですから、グリップする意味で、一般職員でなくても幹部職員の研修が必要ではないかということを私質問したわけです。ぜひ、そこのところについてもお酌み取りいただき、これからの研修に努めていただければありがたいです。

そして、先ほどの町長の答弁によりますと、研修の主な内容は法律や制度の説明ということですが、それをしても不祥事が起きるということは、それ以外のことを学ぶ必要があるのではないかと私は思っています。幾らその法律や制度のことを勉強しても、じゃ何で不祥事が起きるのかと、それが疑問に思うところです。スキルアップや能力向上につながる研修を策定してとありますけれども、未交付問題や消防計画未作成などを見ると、私、スキルアップ以外の問題で本当に基本中の基本が、基本業務がなされていない、そのように感じています。

やっぱり公務員としてあるべき、どうあるべきか、また基本業務は何なのか、やっぱ

り私は新人並みの初歩的な研修を全職員に受講してもらう必要があるんじゃないかと思いますが、これについての御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。副町長。お願いいたします。副町長。

○副町長（北田竹美君） 臼澤議員の御指摘の、御質問の趣旨についてどこまでお答えできるかではありますが、まずポイントは、事務職員の問題ではあるとはいうものの、それを管理・監督する職、管理者としてどうなんだというところの育成がちゃんとできているのかということだろうと思います。これは臼澤委員が御指摘のとおりだと私もそう思っております、当年度から人事評価制度もきちっと導入するということを考えております。

職員のその事務処理能力云々というよりは、私の目線から見ると、管理職員が何が必要かという事についての、職員、管理職への教育をもう少し強化しなきゃいけないと思う。

一つは、管理職の業務、仕事というのはまず仕事、業務をしっかり進捗管理すること、それからサービス管理をすること、人事管理をすること、これが基本の3つだと思っておりますが、このうちの特に業務管理について、今管理職と班長制度というこの2層に分かれた非常に裾野の広い形で震災後に始まってきているところがあって、ここは派遣の方々が来られたこともあって、そういう体制であることが望ましいということで一定の効果は出ておりますけれども、今昨今に至って派遣者の方がいなくなっている状況で、この2層の階層によって管理監督、業務の監督ができるかというところについて、今行政として議論しております。

次年度に向けて、その辺の体制を考えると同時に、管理職のスキルアップということについてももう少し徹底した取組をしていかなきゃならないと。そこに究極的な問題解決の根があるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。何で私はこういう質問をしているかというと、やっぱり、先ほどの中でお話ししました、役場に対する町民の期待度が大きい。そのためにいろんな方々が、これ、役場職員の方々の一挙手一投足をずっと見詰めているという、それは現実だと思いますので、ですから、やっぱり今副町長さん御答弁いただきました事について、もう少し具体的にかみ砕いて、職員の方々の潤滑油になるように回していただければと思っております。

時間もありますので、次に震災伝承のプラットフォームについて質問させていただきます。

先ほど、3つの要素をまとめるとありましたが、それは会議の終盤に無理やりまとめたようなので、参加者の誰もが、私これはちょっと納得していないのではないかとそういうふうに感じました。参加者はそれぞれ独自の案を持っていたわけですが、その点についてはどのようなお考えなのか、お尋ねします。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まず3つの要素についてということでございますけれども、そのうちの津波の高さが分かるものであるとか、誰もが安心して集える場所という御提案につきましては、第1回のワーキンググループから出されてございました。また、遺物の活用ということについても、ワーキンググループ第3回、4回あたりから出されていたもので、それも終盤にかけて、皆さんの議論の中では特に御異論はなかったというふうな形で、その3つの要素については、終盤ということではなく、冒頭、あと中盤あたりから出されていた、イメージとしては3つの要素ということは御了解いただいているのかなというふうに受け止めてございます。

あともう一つが、それぞれ皆さんたくさん独自の案を、3つの要素を基にした具体的な形については様々な御提案をいただいたことには非常に感謝してございます。しかし、なかなかその一つ一つの形が、例えば3つの要素のようにまとめ切れなかったという背景もございますので、今後事業を進める上では、今年度具体的な方針を進めていく上では、現在協議してございますが、出していただいた案についてはしっかりと受け止めて、今後事業を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。参加者がそれぞれ熟慮しながら声を出して、いろんな町の提案に対して声を出しているわけですので、やっぱりそれを真摯に受け止めて反映させていただければと思っています。

それから、今後はそのハードとソフトが一体となった取組をするということですが、つまりソフト事業は、この語り部を充実させればハードはそんなに必要ないと考えられる参加者もいたようです。そういう中、町としては、昨年の話合いは、ハード事業というのは厳しいと思いながらこのワーキンググループをリードしてきたのではないかと、

そのように感じている方もおりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 確かに、ワーキンググループに参加された方の中には、ハードについての御意見様々ございました。ただ、今回ソフトがあればハードが不要ということではなく、むしろハードをきちんと位置づけるためにもソフト分とというのが必要ではないかということです。

つまり、震災伝承する上では、いろんな震災伝承をするという視点から改めてどのようなものが必要なのか、あるべきなのか、そしてそれをどう伝えていくのかという、そういったことなどについて改めてじっくりと御検討いただいて、伝承していくという思いが形になっていくという、いわゆるソフトと今後検討していくものが同期して、思いがこもっているものにということで、今後の震災伝承の場の在り方について、改めて町民の皆さんときちんと御意見を伺いながら進めていきたいという姿勢でございまして、今後もその方針には変わりはありません。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、今課長さんがおっしゃったことについて、何か私の質問の中身とちょっと、的確に捉えていないのではないかと、そういうふうに思っているんですけども、言わんとしていることはよく分かりました。ですから、そのことを肝に銘じてこれからのハード・ソフト事業に展開していただければありがたいです。

それから、少なくとも跡地利用のワーキンググループに町が議論を集約した案として、津波の高さが分かるポール、津波高が分かるポールですね。そして、旧庁舎の時計などの遺物と震災時の様子を解説するパネルを展示した施設、子供用の遊具を整備するという内容が示されたわけです。これも課長さんも御存じですよ。

今年度は、その7回の議論した案を基に具体的な設計に入るものと、ワーキンググループに参加した方々が期待していたわけです。しかし、その後運営会議から対話の継続が示されたことから、町のほうでは今年度の整備は行わない状況の中で、ワーキンググループ参加者の中には、自分たちの意見が果たして反映されて、今後も反映されていくのかということに不安を感じている方もおります。このことについてどのようにお考えなのか、御答弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 決して運営会議等の意見を踏まえてというこ

とでなく、運営会議そのものもワーキンググループの意見を踏まえて報告をいただいたという背景がございます。

その中では、先ほどお話ししたとおり、誰がどのように伝えていくのか、やっぱりソフトということがこもった形にすべきで、それを改めて検討して、じっくり、誰がどのように伝えていくかということを中心にハードを考えてはいかがかと。

そして、やっぱり結論を急がずにそういったことはやっていって、いかがということで、さらにその震災伝承に係る対話の場というのを今後も継続してほしいということで提案をいただいておりますので、先ほど私がお答えさせていただいたような方針で、しっかりと今後も取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） この議会の内容は、参加した人たちもよく緊張して聞いていると思いますので、今発言した内容については、ぜひ履行していただくようお願いしたいと思っています。

それから、今年度の話合いは、私はもう語り部だけだと思っていたので、それに跡地利用も入るとなると、新たにコンサルをお願いして事業を実施するのか、それとも、語り部をする団体に随契みたいな形でお願いするのか、どういうお考えなのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今年度の具体的な進め方については、現在、方針がまとまり次第ということで協議中で、御説明させていただく予定でございますが、今お話しその契約も含めて具体的な内容には入るのですが、いずれ今般、その契約については、きちんと透明性、公平性を保つということがやっぱり肝要でございますので、こちらについては随契というお話でしたけども、基本的には公募ということ想定して進めたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ町民の皆さんが納得する形で進めていただきたいと、そのように思っています。

この震災伝承プラットフォームは、再質問はここで最後にしたいと思いますが、具体的に今後の方針とか方向性は今年度中に決めるという、そういう御答弁でしたが、この今年度というのは、いつ頃を予定されているのでしょうか。現在答える範囲内で結構です。

- 議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 時期については、いつということではお答えはしておりませんでしたけども、いずれもう今年度始まっていますので、もう早急に、今まさに細部、スケジュールも含めて詰めているところですので、近々ということ皆さんに御説明し、進めていくというふうなスケジュール感を持ってございますので、よろしく願いいたします。
- 議長（小松則明君） いつというのは言えないんですか。課長。今年度中に確実かというのを聞いているんですけども。協働づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 早急にということでございますので、もちろん今年度中でございます。
- 議長（小松則明君） 白澤良一君。
- 2番（白澤良一君） 私、お尋ねしたかったのは、今年度中は分かりますけども、上半期なのか、下半期のいつ頃なのかという具体的なことをお答えいただける終わり方、そういうことを思って質問させていただきました。
- 議長（小松則明君） じゃ、そこまで。協働づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 失礼いたしました。現在協議中のことについてまとめ次第御説明するということについての時期、今年度中ですけども、上半期でございます。よろしく願いいたします。
- 議長（小松則明君） 白澤良一君。
- 2番（白澤良一君） ありがとうございます。もうそろそろ上半期終了ですので、課長さんにおいては、もう徹夜作業が、事業が進むと続くんじゃないかと思っていますけども、これも町民の震災伝承のためですので、ぜひ御尽力をいただければありがたいです。
- それから、時間もありますので、観光行政についてお尋ねします。
- 先ほどの町長の答弁には、町内経済の活性のためアニメとかがり火をやるとか、かがり火であればやっぱり団体に収入が入ります。夜間開催なので町内に宿泊してもらおうと思いますが、町内の活性化がこれで、今、夜間に開催するので宿泊施設については活性化が図れると、そういうことは理解しています。
- 一方、そのアニメについてはかなり予算がついていると思いますが、町外に制作を依頼すれば、その予算というのは町の外に流れてしまいます。また、アニメで、若い人にもアプローチするということが、町内には具体的にどういう形でどれほどの経済効

果が生まれるのか、もしそれが予測しているのであれば、その点について御答弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。白澤議員には多方面にわたり町の商工行政施策に御意見賜りまして、本当にありがとうございます。

今回のそのアニメ制作に関しましては、もちろん町内にアニメ制作会社があれば、町内のほうに発注したいなどは考えてございましたが、町内にそのような業者がないので町外に発注してございます。

ですが、このアニメの効果でございますが、平成29年度、平成30年度に当町におきまして三陸コネクトフェスティバルが開催されました。それは、おのおの3,000人ほどの町外からのお客様の集客がございました。こちらに関しましては、本来、団体の方々と、実は、継続してやりたいですよと、実行したいですよというお話があったんですが、このコロナ禍に突入してしまいまして、今このような状況になってしまっていると。ただ、その実現するために、できれば大槌町独自のアニメを制作したいということで、今回このようなアニメを制作しているという次第でございます。

今後の予測でございますが、先ほど申しましたとおり3,000名の方がもしいらっしゃった場合、1人当たり1万円なり、今後につきましては町内の事業者の方々と連携したアニメイベントを開催したいというふうに考えてございまして、当町では、このアニメを制作するに当たっても、町内の事業者で構成されるコンテンツ事業者部会というのを構成して、その中で、町だけが盛り上がるのではなくて、町内の事業者の方々を含めて、どうやって誘客しようかというようなことを考えてございまして、先ほど3,000名、単純に1万円近くを消費していただくと仮定して、年間3000万を目指していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。今課長さんから具体的に金額が出されたので、大変な効果が生まれるということを改めて理解いたしました。

それから、次の、私は取り組むべき内容ではなくて課題を聞いたわけです。その課題については、このコロナ禍を見据えた大槌町の魅力を発信できると考えているという、その今後取り組む課題については町長から御答弁をいただきましたが、今までの取組についてどのような課題があったのか。それについてもちょっと御答弁をいただきましたかっ

たわけですけども、今の取組についてどんな課題があったのか、それを改めて御答弁いただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

町長の答弁の中にも、実は課題についてお答えしてございます。白澤議員も御覧になったかと思いますが、当町の大槌町観光ビジョンの中にも、実は17ページ辺りに、情報の発信がこれからやっていかなければならないこと、つまり、この情報発信というのが、この観光だけではなく、観光だけではなくてという言い方も、ちょっとあれなんですけれども、例えば、泊まったり食べたりする上においても、どうしてもこの情報発信というのが今一番肝になっているという部分ですので、町長答弁の中でもお答えした課題がその情報発信ということでございます。

ですが、情報発信を含めても、どのような内容を情報発信していくかということはやはり重要であるというふうに考えてございます。答弁でもお話ししたとおり、かがり火の舞であるだとか、それから先ほどのアニメであるだとか、大槌町をどのように、誘客するためにその中身を見せていくか、確かにそのハード整備やハードによって来てくださいということもあるんでしょうけれども、その部分も重要ですが、やはりこれからコンテンツをいかに見せていくか、いかに発信していくかということが重要であるかというふうに考えてございます。

そして、6月12日、今週の日曜日でございますが、岩手大槌サーモン祭りも開催されます。こちらにつきましても一つのコンテンツでございます。これは、単にサーモンを紹介するというだけではなくて、やはり、いかに大槌町に誘客を図って、そして大槌町の中で消費行動をしていただくかということにつなげていくかということでございますので、今後につきましても、コンテンツとそれから中身と情報発信を充実してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。熱のこもった御答弁をいただき、大変、そのことが町の発展のために寄与できれば、本当にありがたいと思っています。

それから、観光資源の整備なんですけども、町長の答弁をよく見ますと、市街地や交通の便がいいところに誘客し経済活動を誘導するとあります。私は大槌の観光ビジョン、先ほど課長さんがその観光ビジョンのことを、私はこれを見て質問したわけですけども、

訴求したい要素の中、景観が1位なんですよね。これ、今年度まで5年間の観光ビジョンにあるヒアリングの結果が、私この観光ビジョンを、すみません、景観についてもう少し生かされるべきだと思うんですが、どうしてそのヒアリング結果が、要するに景観をもっともっと重要視するような生かし方ができなかったのかについて、町としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

その生かし切れていないという臼澤議員の尺度が定量的にはかれるものではないので、何をもって生かされてないのか、生かしているのかというのはちょっとあれなんですけれども、さっきのその観光ビジョンでも、景観が確かにヒアリングの中で1番には来てございます。

実は、インターネットで、インターネットでという言い方がちょっとあれなんです、インターネットで大槌町とって画像で検索していただくとどういう結果が出るかと申しますと、蓬莱島であったり、浪板海岸と吉里吉里海岸が出たり、あとは、実は被災当時の大槌町の写真が出てくるんです。これ観光の需要調査の一つの手法らしいんですけども、他の市町村で観光が強いエリアですと、何とか市って画像検索すると、温泉宿が出たり、温泉が噴き出ているところが出たりというようなことになっているそうなんです。

これからもその景観、景観と申しますか、景観だけではどうしても誘客することが難しいので、先ほど来申しましたとおり、いろいろなコンテンツをミックスした上で誘客を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。私も課長さんのハートと心意気にはいつも感動しております。

町ではお祭りとか様々なイベントを開催して、集客、誘客を図っていますが、やっぱり私は人が集まる場所については幾らかの活性化が図れると思っています。

実は、先日議員研修で、岩手県の著名なコンサルト会社の、地域経済の調査専門家のお話を聞くことができました。その際に、岩手県の経済情勢を見ると内陸と沿岸部では勢いに差がある、そのために、これから沿岸部が活性化していくために何が必要かという事で私質問いたしました。講師先生が開口一番答えてくれたのは、沿岸地域では風

光明媚な沿岸の観光資源の活用、それがまず第一だということを挙げてくれました。

観光業というのは、これは課長さんも御承知のとおり裾野の広い産業だと思っ
ています。ぜひ町の観光資源を活用して大槌の魅力を発信していくように努力していただ
ければ幸いです。これについてコメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。そのように町内の事業者
の皆様と連携して誘客を図って、まずは大槌町の魅力を日本全国それから世界の皆さん
に発信してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひその心意気をお願いいたします。

以上で、私の再質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時59分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

澤山三恵子君の質問を許します。御登壇願います。澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） おはようございます。新風会の澤山三恵子でございます。議長
のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

今回は、町民生活の基本中の基本である地域づくりと交通手段について質問をいたし
ます。

元気なふるさと応援センター事業についてお伺いいたします。

地域支援を目的として昨年度から始まった元気なふるさと応援センター事業は、社会
福祉協議会に随意契約で委託し、4人の支援員が活動していました。事業実績は、住民
個人が感じている地域課題の把握、自治会・町内会行事の企画支援、自治組織がない地
域における住民同士の話合いの開催などですが、以下についてお伺いいたします。答弁
は簡潔にお願いいたします。

まず、事業実績の基本的な内容をお伺いいたします。

1つ目に、住民個人が感じている地域課題の把握では、住民個人とはどのような人が

対象なのか。被災者、高齢者、子育て世代、若者、対象は特になしなど。また、どのような方法で把握しているのか。聞き取り、文章によるアンケートなど。どのような地域課題が把握できたのか。

次に、自治会・町内会行事の企画支援では、企画支援した行事の件数と内容についてお伺いいたします。

3つ目に、自治組織がない地域における住民同士の話合いの開催では、どこの地域で何回ほど開催したのかをお伺いいたします。

2つ目に、社協から4人を確保できないとの報告を3月下旬に受け、委託を取りやめたとのことですが、その詳細や経緯をお伺いいたします。

まず、4人を確保できないことについては、3月下旬より前の段階で報告や相談があったのではないのでしょうか。

次に、4人を確保できないとは1人も確保できないという意味なのか。それとも、3人なら確保できるという意味なのか、お伺いをいたします。

大きな3つ目に、地域コミュニティ形成に寄与する取組実績を有する法人を対象とした委託業者の公募を行い、プロポーザルによる業者選定の上10月から再開することです。どんな理由があろうとも、4月から事業が止まっていること自体、当局がコミュニティ事業を軽視している表れではないのでしょうか。当局の行き当たりばったりの対応は非常に問題だと思います。10月にはぜひとも再開させなければなりません。

ただ、業務委託の在り方をめぐっては3月議会でも激しい議論になりました。今回は公募とのことですが、公平性や透明性をどのように担保されるのかをお伺いいたします。特定事業者ありきとか特定事業者への一極集中とは二度と言われないように、慎重に進めるべきと思います。公募の周知の時期や方法、選定委員に民間人をどれだけ入れるのかなど、委託先の選定方法についてお伺いいたします。

次に、町内の交通手段についてお伺いいたします。

4月から始まった乗合タクシーの実証実験についてお伺いいたします。答弁は簡潔にお願いいたします。

まず、乗合タクシーの登録者数と実際の利用者数、利用者や事業者からはどんな意見が寄せられているのかをお伺いいたします。

2つ目に、町民バスについて、先日、柁内地区の住民から、病院通いをするのに最寄りのバス停の便数が少なかったり、ちょうどいいバスの時間が出る路線までは遠かった

りして不便だと聞きました。市街地の住民からも、県道だけではなく、1本裏の道も通るような小回りの利いたバス路線はできないものかとの声があります。町民バスに対する住民の不安について、当局はどの程度把握しているのかをお伺いいたします。その上で、町民バスの課題をどのように捉え、どのように解決しようとしているのかも併せてお願いをいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山三恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、元気なふるさと応援センターについてお答えをいたします。

事業実績について、住民個人が感じている地域課題の把握は、対象者を特定することなく、自治会・町内会役員やキーパーソン、地域行事参加者、見守り訪問世帯の方など幅広く実施しました。把握の方法は、話し合い、行事参加時や個別訪問により聞き取りを行いました。把握した課題は、自治会役員の担い手不足と負担の集中、災害危険区域や避難場所の認知、通院や買物の町民バスが少ない、鹿による被害、ごみステーションの使用マナーやポイ捨て、空き家や高齢独居生活への不安など広範囲にわたりました。そして、これらの課題を解決するため、地域内の話し合いの企画、関係団体とのマッチング、関係機関への情報共有を実施しました。

一方、本事業を通じ、趣味等のコミュニティー活動が活発に展開されている実態を把握することができたことは成果であります。

自治会・町内会行事の企画支援の件数については3件実施しており、内容は、白沢・花輪田・桜木町地区連携による3地区合同ウォークラリー、源水地区では自治会と団体連携による子供対象のお楽しみ会、安渡地区では伝統的遊びの闘球盤大会を支援しました。

自治組織がない地域における住民同士の話し合いについては、大町地区で全世帯へ声かけをし、2回開催しました。1回目は地域の困り事について話し合い、2回目は、1回目大きく話題となったごみステーションの清掃当番制について、班体制や当番の役割を決めました。

また、迫又地区で話し合いを開催したところ、自治会役員の担い手がないということや、災害時の助け合いの体制を気にかける声などが聞かれました。これを受け、関係機関と連携し、防災研修「災害図上訓練」を実施しました。

次に、大槌町社会福祉協議会への委託の取りやめた経緯についてお答えをいたします。

昨年12月下旬に、現在の人員体制が変更となる可能性があり、人数は4人体制を確保するというので報告を受けました。その後の打合せでも同様の報告を受けていました。しかしながら、3月下旬に人数が2人になるということの報告を受け、委託を取りやめることといたしました。

本事業は、4月からの委託は行っていないものの、職員が窓口対応や地域に出向き、自治会・町内会や各種団体の取組の相談に応じるなど、継続してコミュニティー支援に取り組んでいます。運営体制につきましては、法人委託も含め様々な方法を慎重に検討しているところであります。委託による場合は、大槌町公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき公募を実施し、公平性、透明性を確保してまいります。

次に、乗合タクシーの登録者数と実際の利用者数、利用者及び事業者の意見についてお答えをいたします。

登録者数は5月末時点で138人です。利用者数については、5月末時点で実人数20人、延べ人数57人が利用しております。利用者及び事業者の意見について、事業者に対してヒアリングを行っております。利用者の主な意見としては、「行き便から帰り便までの時間が短い」「帰りの便が11時というのは早いのではないか」といった意見があったことの報告を受けております。

また、事業者からは、「想定より利用者数が少ない」「帰りの便を増やしてもよいのではないか」「同じ人が利用することが多く、利用登録を行っても一度も利用していない人が多くいる」といった意見、現状の報告を受けております。

次に、町民バスの課題の捉え方及び課題解決に向けた考え方についてお答えをいたします。

昨年度、大槌町公共交通計画を策定しました。計画の策定に当たって、町民アンケート、町民バス利用者意向調査のほか、車を持たない人など、公共交通を必要とする人を中心に、町内9地区で住民ヒアリングを実施しました。その中で、「県交通、三陸鉄道とのバスの接続をよくしてほしい」「バス停までの距離が遠く、坂道移動が負担である」が、多数意見であったと認識しております。

今年度においては、地域公共交通利用実態調査等業務委託を実施して、乗合タクシーと町民バスの見直し、改善を含め検討することとしております。本業務で課題等を改めて整理し、交通事業者をはじめとする関係機関と協議しながら、持続性と利便性を備え

た交通ネットワークの実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） それでは再質問させていただきます。

まず、元気なふるさと応援センター事業から再質問させていただきます。

まず一つ目に、住民個人が感じている地域課題の把握の質問の中で、非常に幅広い課題が把握されていますが、その中に高齢独居生活への不安というのがあります。高齢独居生活者の見守り活動は現在どのようになっているのでしょうか。

民生委員さんも活動されているとは思いますが、これまで、社協さんだったり、震災後はいろんな方たちがこれを担当してきたと思います。この元気なふるさと応援センター事業の中には、高齢独居生活者の見守り活動が含まれているのかも併せて伺います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 高齢独居生活の方の不安ということで、課題の抽出の中で確認されたこととございます。この事業そのものにつきましては、見守り活動ということで、社会福祉協議会、本来の見守り活動という中の事業でございますので、とりわけてふるさと応援センターの事業ということとは異なります。いわゆる情報を取得した手段として、見守りという中からこういったお話も、課題も確認できたということとございます。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 今現在の活動はどのようになっているかということも聞いたんですけども。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） すみません、今お話しした、見守りそのものの活動状況ということになりますと、応援センターという事業とは全く別になりますので、こちらのほうでは、高齢者独居世帯の見守り自体についての把握というのはちょっとここではお答えできません。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 福祉のほうでお答えいたします。

昨年度の社協さんのほうの取組の中で、やはり地域の見守りの一環としては、生活支援相談員によりますサロン活動等を各地区で開催をして、来ていただくという形にはな

るんですが、そういった中での日常の困り感というのも把握を行って、しかるべき福祉のサービスのほうにつなげていただいているような形で取り組んでおります。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） それはずっと継続という形になるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在、生活支援相談員にあっては県のほうからの委託事業ということで行っておりますが、これは、現時点では令和7年度までというところの予定となっております。県のほうの受託事業で行っているものでございますので、一応今の予定では令和7年度まではこの事業は継続されるというものであります。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） これってやっぱりずっと継続をしていかなければならないんじゃないかなと思う、というのは、これをすることによって自殺防止だったり孤独死だったりとかひきこもりだったりとかを、不安を安心に変えていくことにつながるんじゃないかなと思います。これはぜひ続けていくべきだと思いますけれども、その点について。

○議長（小松則明君） これについては幹部の方。町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のとおり、予算措置ではなくて、やはりこれから高齢者が増える、高齢化が高まるということになれば町としてやらなきゃならない仕事ですので、県の事業とかそういうことでなくて、町としてしっかりと独居老人含めてそういう方を見守っていく、そういうことが必要だと思いますので、しっかりそれは町として取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 安心しました、ありがとうございます。

それでは次に、自治会・町内会行事の企画支援や、自治組織がない地域における住民同士の話し合いの開催については、支援件数や開催件数は僅かですね。職員4人ではこれが限界なのかもしれませんけれども、これでは町内全域をカバーできないのではないのでしょうか。

自治組織があっても、弱体化したりとかなくなったりするところというのは今後ますます増えると思います。そうしたことも考えれば、人員を増やすことも検討されてはいいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 町内全域ということでは、なかなか今回の取組についても、重点地域の取組であつたりとかいうことで、この1年間、そして当然私たちというか職員も担当地域ということで一緒に、共同で今回のふるさと応援センターについては社協さんと共に進めてまいりました。

やっぱりその活動内容が非常に幅広うございまして、その中で効率的に、本来の地域の活性化、継続可能な地域の在り方ということでは、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、幅広いメニューの中で一つ一つやっていく必要がありました。

ということで、今議員お話のとおり、町内今後全域をとということであれば支援員の数ということの御意見ではございましたが、今後、昨年度の実績を踏まえて、その辺のありようというのも、一つの実績の上で改めて重点地域とかも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） やっぱりこの大槌は一部だけじゃないので、全域をカバーできるようなふうにおいおいしていくという形なんだろうけども、本当によろしくお願ひしますよ。

次に移りますけども、社協から4人を確保できないで委託を取りやめたということなんですが、4人が2人になったからといって、委託そのものをやめて事業を全て止めてしまう、その極端な発想というのは私にはちょっと理解ができません。ましてそれが分かったのは3月下旬ですよ。ほかに委託し直すこともできなかったわけですよ。だったら2人であってもこれ事業継続すべきだったんじゃないんでしょうか。2人になったから委託を取りやめたという理由を、もう少し皆さんが分かるように説明してください。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 先ほど説明させていただいたとおり、当初4人ということでしたが、3月末に2人でということ報告を受けた結果、委託を取りやめたということでございます。

その理由についてということでございますけども、やはり昨年末から、次年度に向けてこのふるさと応援センターをどういうふうに運営していくか、いわゆる制度設計ですね。上半期なりそれまでやってきた実績を踏まえながら、じゃ次年度はこうしようとい

うことで、もう本当に3月上旬、その報告を受けるぎりぎりまでは4人でということで、当年度、4年度のいわゆる仕様といいますか業務内容の設計を組み立ててきました。そのところに、もはやというところで2人ということになりますと、なかなかその全体像で、継続して委託をお願いするということにはそれがちょっとふさわしくないと、できないということの判断の上で、やむを得ず委託を取りやめたということでございます。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） その4人じゃなきゃならないっていう意図がちょっと分からない。私の勝手な想像なんですけど、4人じゃないと国から補助が下りないからとか、そういった基準とかみたいなのがあつての4人なんですか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 4人でなければならないという理由は、やっぱり4人で、各地域を9つの地域に区割りしてそこに誰々という形でその4人の張りつきとか、張りつきといいますか担当地域ということで設計しておりましたので、やっぱりそこが急に2人となるとなかなか、それは一つの例ですけども、全体的な制度設計がもうほとんど2人では対応できないということが一つ。

あと、その次の御質問では、4人でないと国の補助が下りないのかということですが、国の補助につきましては、集落支援員、ここでいうふるさと支援員なのですが、1人当たりの単価というのが決まっております、特に4人でなければならないというふうな規定はございません。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） だったら、聞いた話によれば、年度当初2人だけだったけども年度途中で人数の確保ができて、継続していきかけたという話を聞いたんですけども、何でそれをこうして空いている、空いていますよね、事業止めていますよね。それなのに、やろうとしているところを何でまた次の委託先を見つけなきゃならないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 4人という設計の中で2人ということではなかなかちょっと難しいということと、あともう一つ、議員がお話の中で、途中での補充ということでの話もあったと、それは当然私たちもそのやりとりの中で話は伺っていましたが、確約はできないと。いずれそのふるさと支援員としての、それをできるだけ

人材というのはなかなか一朝一夕ではできないというか、そういった背景もありまして、そういう話は確かにございましたが、それを確約としてお話しすることはできないということもつけ加えられておりましたので、そのことを当てにして進めるということの方針にはやはりちょっと踏み切れないだろうということの判断でございました。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） ちょっと理解ができませんけども、4月からこの事業を打ち切ったということで、かなりの問題が生じているのではないのでしょうか。当局からは一切反省とかも聞かれませんが、この答弁を見ると、町職員がやっているんで問題がないとも受け取れますが、もしそうだとすれば、そもそもこの事業はこのぐらいの大金をかけて委託する必要ってありましたかね。協働地域の課ではいろんな事業を抱えて忙しいとは思っていましたが、そんなに職員に余裕があるのであれば、これまでの状況を最も把握しているであろうその職員にそのまま継続してほしいものだと思います。

この事業というのは、地域の活性化をするために非常に重要に位置づけられていると思うんですが、これってどのように当局は捉えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） このふるさと応援センターの設置そのものは、大槌町の地域コミュニティが元気で、継続して活性化していくということを大きな目標として掲げているものでございます。

それについて、現在、残念ながらその年度当初、そういういきさつで社協さんとの委託ができず、答弁にもございましたとおり、今、現場の職員のほうが様々な形で事業を継続、そこで途切れさせるわけにはいかないんで、最大限の対応をしております。

であるから、じゃそのままというお話ではございましたが、やはり今回そのふるさと支援員、集落支援員制度というものを活用してやっていて、先ほどもお話ししましたが、その目標に対しては、社協さんの持てる人的スキルであるとか、これまで関わってきた生活支援、いわゆるコミュニティ形成事業からずっとやっぱり地域に入っているいろいろな支援されているということの、組織としてのスケールメリットがございます。その上で、この元気なふるさと応援センターというのは地域そのものをさらに活性化していこうという狙いがあるもので、そこにはやっぱり伴走型といいますか、役場と社協と協働してこれを進めていくという姿勢でありますので、その相手方といいますか委託先がないということについては、今お話のとおりなんですけども、いずれ何がしかの形でこの体制

は立て直しをすべきというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 先ほど、今課長も言いましたように、コミュニティーというのは継続が命ですよ。今後どこかに委託するとしても、私、社協の肩を持っているわけじゃありませんよ、顔なじみの社協職員とは別の人が担当することで支障というのは出ないのでしょうか。そもそも、社協以外にこの事業がすぐできる人材というのは町内にはいるのでしょうか。

1年前には随契をしておきながら1年後にはこれを打ち切ったことがどうしても理解できないのと、それから3月議会では委託先をめぐって紛糾したこともあって、もしかして今回も次の委託先が既に決まっているのではないかと疑ってしまうわけですよ。社協から別団体に変わることによって生じる問題と、社協以外の委託先が実は決まっているのではないかと、この2点についてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指摘、御質問ありがとうございます。

まず第1点。今、社協に委託をしない状況で直営の職員がやっているというのはおかしいのではないかと。そうであればそもそも直営でやればいいのだと。この御指摘はごもっともでございますが、この真意は、別にその直営がやれるということではなくて、この事業を止めてしまって事業が進んでいないのではないかと、この御懸念に対して、直営も頑張っておりますと、こういう話でございますので、これは誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それからもう一つ、今後の在り方として、公募も含めて社協以外の法人委託等についてもというお話に対して御心配の御質問でございましたが、基本的に、今実際に様々な団体を町内でということになりますとなかなか難しい状況でございます。特に今議員御指摘のとおり、全地域にわたってさらに地域のことをよく御存じの、地域に根差した町民による自治というのが基本だと思います。これを実施するために、町外であるとかあるいは様々な町の生活に密着しない方々の地域づくり参加というのはなかなか難しゅうございますので、基本としては、昭和26年に制定された社会福祉事業法にのっとり、これにのっとり設置された社会福祉協議会を中心に、今後もやはり持続的な可能性を考えると、体制として進めていかなければならないのではないかと、この考えを持っております。

具体的には、それを進めるに当たっても、いわゆる町内の皆様が社会福祉協議会とどういう連携をするかという、こういう考え方の中で社協にお願いして体制を強化するということもできると思いますので、今その辺のところの制度設計を、どういう形で社協と協働という位置関係で続けていくか、これが皆様の将来、まちづくりの不安を払拭させることにもなるし、また働いている方々の将来設計にも影響することだろうと思いますので、その辺のところをきちっと、安心して働けるような環境と持続性を踏まえた体制を考えていきたいと、このように考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） コミュニティーというのは本当に難しい。震災からもう10年、11年ですけども、まだまだできていないというのは、やはり昔は、震災後は地域ごとにコミュニティーはあったと思います。長年培ってきて出来上がったコミュニティーというのはありました。

だけど、震災があって、地域の人たちがばらばらになって、そして仮設住宅にも入って、本当であればやっぱりその仮設住宅も、地域ごとに移動すればよかったんじゃないかなと思いますけども、でも今度はこの仮設から家を再建したり、それから復興住宅、公営住宅に入って、行ってしまって、そしてまた違う地域に家を再建したりして、そこで、若い人たちだったら子供のことでいろいろ地域に溶け込んでいくこともできます。だけど、高齢者は、そういうふうにはなかなかいかない。閉じこもってしまう。地域に溶け込んでいけない、それをどうしたらいいか。外に出すにはどうしたらいいかというのをいろいろ今まで社協さんのほうもずっと、私も買物代行で仮設を回って買物を届けたりとか、それから個々に家を訪問して皆さんと会って、それでも最初は本当にその信頼関係を築き上げるまでが大変な苦勞していました。

その中で、社協さんも入ってきたのをずっと見てきています。もう私たちは3年半で契約が打ち切りになってなくなったんですけども、それを社協さんがずっとやってきていて、もうオレンジを見れば「あ、社協さんだね」というふうに皆さんが分かる。そういうふうになってきているんですよ。1年間は土台づくりみたいなことをしてきたと思いますが、2年目、3年目になっていろいろと活動、いろんな面でも活動していったりとかって、そういうふうにも考えていったと思います。

本当にコミュニティーの形成というのは難しい。本当に考えなきゃならない。本当に深々と考えなきゃならないことです。だから、やっぱり、今ほかに委託先を見つけて委

託したとしても、だってそれは最初から仕切り直しですよ、はじめまして、何々どこの誰それですよ、よろしくお願ひしますから始まらなきゃならないんですよ。そこら辺をちょっとよく考えたほうがいいと思います。

最後に、町長にお伺ひいたしますけども、この元気なふるさと応援センター事業というのは、これは別の生活支援相談員事業が復興終了とともに打ち切られる可能性を見据えて、やっぱり他県では継続して行われている集落支援事業でやれないかということで、補助金を申請支援、大槌町ではこれを元気なふるさと応援センター事業と名づけて始まったと聞いております。もし生活相談員事業でできて、元気なふるさと応援センター事業ではできないというのであれば、それはサービスの後退を意味しますが、それでいいんでしょうか。

この事業は1人当たり445万円掛ける4人かな、の費用が国から来ておりますよね。それだけこの事業というのは大事だと思います。これだけ報酬があれば、やりたい人とか団体はたくさんいると思いますよ。それだけに公平に選ぶのはよく分かりますけども、何度も言うように、地域を活性化するために、あと高齢者からの不安を解消するためこれが大事だと思います。今この事業が止まっていることが異常なわけで、一刻も早く開始をしなければならぬと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。議員からは、国の事業であることは確かなんですけども、やはり継続的に働いていただける状況をつくっていかないとならないんじゃないかなと今回思いました。

それはなぜかという、やはりやられている方が辞められている状況が、やはり国家事業の中で3年の縛りの中で、その後のことへの不安があったんじゃないかなというふうな思いもありまして、受ける事業者側の働く方々がやはり意欲を持って働けるような状況をつくっていかなくちゃならないんじゃないかな、それが、ひいてはやはり独居老人含めて地域の独り暮らしをしている方々、また地域のコミュニティーにもつながるんじゃないかなという思いがあります。

今回は、人数が少なくなったということの不安の中で、なかなか随意契約することは難しいなという思いの中でそういう形にしましたけれども、議員御指摘のとおり、やはり中核であるその社会福祉協議会がしっかりと地域側に根ざしたものでありますので、それを取り組めるような、そういう取組ができるように連携を図りながら、これからこ

の事業が展開できるように早急に図ってまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） ありがとうございます。それでは、町内の交通手段について伺いいたします。

まずは乗合タクシーは登録者数や利用者数なんか少な過ぎると思います。これだと、対象地域の希望者にタクシーの割引券を配ったりとか、そのほうが利便性は高いし財政負担も少ないと思います。この乗合タクシーがこういうふうにご利用しにくい、皆さんが少ない、利用者数が少ない、こういう利用しにくい運行をして、1年後には誰も利用しないから本数を絞るとか、導入を見送るとかという結果になってはいけないと思います。

このまま様子を見ても登録者とか利用者が増えるとはちょっと思えません。利用者や事業者の不満や要望を今すぐにも実証運行の中で取り入れて、利用者を増やす対策を取る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

運行事業者のヒアリングの中で、この2か月間でどういう捉え方をしているかということ、やっぱり4月はなかなか動きが遅かったということと、あとは、この2か月間だけ見た中ではなかなかこの評価はしづらいという、同じような事業者からの意見をいただいております。

その中で、さっき町長答弁にもありましたように、そういう簡易な見直しはしたほうがいいのではないかというような意見はいただいております。その中で業務委託による実態調査、今後6月に契約して今から始めますが、その中で運行事業者、利用者、あとは町と、そういう中で協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 実証運行しながらやっていくということでの理解でよろしいですよ。その新しい事業をお試しで始める際には、まず使ってもらうのが鉄則ではないのでしょうか。

他の県では、これ宮城県の女川町なんですけども、20分置きに無料でバスを走らせる試みをしているところもあります。大槌町でも時間や曜日に限らず、料金も抑えるなど、最も利用しやすくした場合にどこまで利用されるのかを調べた上で、初めて潜在的なニーズが把握できるんじゃないかなと思います。その上で、この曜日は少ないので休みに

しようとかいろんなことが、500円までなら継続してもらえるのかなとか、そういったことが絞っていけるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 大丈夫。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

去年の計画策定において、いろんなアンケートなり、地区を回ったニーズの調査をしております。その中では、まず一番の課題が、坂道移動の高台の声が大きかったので、まずデマンドの実証ということで、今回4月から実証運行をしております。その中でほかの課題もやっぱり見えております。ダイヤの乗り継ぎのとか、あとは便が減ったとか、そういう意見もあったのは確認しておりますので、その辺も委託の中で検証し、改善に向けた取組を今年度検討するという中で進めております。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） ありがとうございます。それでは町民バスのことですが、ここで私が言いたいのは、今より小さなマイクロバスで、多少回り道になってもいいから狭い道まで走らせる、少しでも多くの人を乗せてはどうかということです。今走っている大きなバスに果たして何人乗っているのでしょうか。私が見る限り、満席になっているのはまず見ません。半分まで乗っているのもまず見ません。

通学や通勤など、同じ場所に向かって大勢の人を運ぶ路線というのは県交通がやってくれています。町民バスはそれと同じ考えでは駄目だと思います。県交通が行き届かないところを走るのが本来の役目ではないのでしょうか。

当局は公的機関として、また重要な福祉施策として、多少の赤字を出しても町民バスを充実させるべきと考えますが、いかがでしょうか。財政負担が大きいのであれば、やっぱり町民の方からも幾らかずつ徴収してそれに充ててもいいのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、町民バスの小型化という意見であります。まず、町民バスの運行事業者のバスの所有であります。バスの老朽化により更新をしたいという相談も受けております。その中で、小型化という事についても国の補助等も視野に入れて考えていかなきゃならないと思っております。その中でまずバス所有に関する運行事業者の考え、そういうのも含めながら公共交通会議の中で整理していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） そういうふうなことの考え方もあるようで、安心をいたしました。

あと、この乗合タクシーと町民バスという、今使い勝手が悪いといっているような課題が出てきておりますけども、であれば、乗合タクシー、せっかくのデマンドなんですけども、それをやめてバスを充実させたほうがいいのではないかと思います。現状では乗合タクシーは町民バスの補完にもなっていないんじゃないかなと思います。それぞれの予算の出どころは違うんじゃないかなと思いますけれども、だったらそれを国に要望するのもありかなと思います。

この震災この10年です。いまだにやっぱり町民の満足が得られていないということをもっと真剣に受け止める必要があるのではないかなと思います。担当課長とか職員が次々に変わるから持続性がないのかなあとも思いますけれども、それは全く言い訳にはならないと思います。

町民バス一本化にして充実させるという考え方もありなんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町民バス的一本化という考え方は、ありかなしかといえればありの可能性はあります。しかしながら、この公共交通会議の中で図りながら今進めてきた計画が本年の4月からスタートしております。その中で困っている方ということで、乗合タクシーということで捉えております。

その中で、乗合タクシー、デマンドのいい点については、予約がなければ走らない、コストがかからないということと、あとは、いろんなそういうバス停まで遠いという課題に答えられるという観点で実施しています。これもまだ2か月しかたっていない中で、そういう実証を進めていった上での判断はもっと先になるのではないかと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 分かりました。

それから、私の通告質問にある、病院通いするのに最寄りのバス停の便数が少ない、ちょうどいい時間のバスが出る路線までは遠い、への解決策については答弁がなかった

ので、どういった解決策というのを考えられますか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町長答弁の中では、この委託の中で検討して改善していくという中で大きい捉え方で
お答えさせていただきました。

まず、澤山委員おっしゃっている柁内地区の件では、去年のヒアリングの中でも同様の
意見はいただいております。その中での解決策とすれば、まず便数を増やす方法と、
あとは循環バスを柁内までちょっと乗り入れるもの、または、ちょっとルールから、今
までのデマンドの考え方をちょっとずらす可能性はありますけども、乗合タクシーを対
象地区にするなど、そういうものが今考えられます。その中で、運行事業者と利用者
と町等がそれを協議しながらいい方法を探っていくという、今年度そういう方向で考
えております。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） 今年度考えていくということで、本当に乗りやすくして利用し
やすいバスに変えていってほしいなと思います。

金澤のほうの便も3便しかないし、今は病院も予約制なので、やっぱり金澤に行くの
も前は6時何分かな、今は大貫台を7時20分ごろに出てくるバスがあるんですけども、
それでも予約制だし、マストも、病院も9時からしか開かないし、冬場寒い思いしなが
ら待つてなきゃならないとかそういったこともいろいろ今度のことで決まっていくので
しょうけども、そういうのもきちんと見ながらやってほしいなと思います。

あと、同じく答弁にある県交通や三陸鉄道のバスの、これも接続のところも今年度考
えるということでもいいんですね。

では最後に、私が先ほども坂道のことについてありましたけども、いつも気にしてい
るのは、前の質問にもしましたけども、防集団地に住む人の坂道対策です。このこと
について聞くと当局には首をひねられることもありますけども、私は当初から一貫して同
じ質問をしております。

町が災害区域、危険区域に指定したあの地域の住民というのは、町が用意した造成地
で暮らしているわけです。その住民の足を守るのがやっぱり町の責務だと思います。そ
れは乗合タクシーでは解決されていないということですよ。今年度の見直しや改善で
は今度こそしっかりとした対策を取っていただけると、ぜひお約束をしていただきた

のですが、これは副町長、お願いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指名でありますのでびっくりしましたが、お約束をしてくださいというお話でしたが、まさに今議員が言われることについては同感でございます。10年たってもまだまだ皆さんの十分に納得いただける交通機関を担っていないと。この認識をしっかりと胸に刻んで、今年度の調査を踏まえて、次年度に御満足いただけるような結果を出すように頑張りたいと思います。ここでこうしますというお約束はできませんが、十分にお心は感じておりますので、その方向に向けて頑張ります。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君。

○5番（澤山三恵子君） はっきりとしたお約束はできない、それも分かりました。でも、もう震災から11年、皆さんが本当に困っております。だから、そこをきちんと時間をかけて本当に皆さんと話をしたりとか、ドライバーの方とも話を聞いたりとか、そういうふうにして乗りやすいバスでありタクシーにしてほしいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 澤山三恵子君の質問を終結いたします。

13時15分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0時00分

○

再 開

午後 1時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大志会の菊池忠彦でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

その前に、先日、3年ぶりに挙行された消防演習に出席させていただきました。私ごとではありますが、残念ながら所用でやむを得ず中座せざるを得ない状況でありましたが、消防団員の皆様の力強い行進、規律を正し、日頃行っている訓練の成果を見るにつけ、改めて防災・防火意識を高めるきっかけとなりました。関係者の皆様、大変お疲れさまでございます。

さて、本日の一般質問では、地域防災を支える自主防災組織についても議論させていただく予定でございます。この議論が、消防団同様、自分たちの地域は自分たちで守る

という信念に基づいて結成される自主防災組織の活性化の一助となればと強く思うところでもあります。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、大きい1つ目でございます。自治会の在り方と地域コミュニティについて。

全国的に自治会加入率の減少、担い手不足が問題になっている今、自治会の在り方が議論されております。当町においても、人口減少、住民ニーズの多様化などで、18の自治会のほとんどが役員の高齢化、自治会活動参加者の固定化など、課題は山積し、決してよそごとではありません。

本来自治会は、同じ地域の住民同士のつながりをもって自発的に組織される地縁型コミュニティですが、その役割は大きく、地域住民と行政をつなぎ、住民の親睦や防犯・防災の場として機能してきました。特に東日本大震災の際には共助の必要性を多くの町民が感じたに違いありません。

しかしながら、震災から11年が経過した現在、町民の住環境の大きな変化などから地域コミュニティの希薄化、共助の縮小化が進んでいる感が否めません。何のため、誰のための自治会運営かという原点に立ち返り、次の点を伺います。

1点目、各自治会への加入率の現状と、その推移についてお尋ねします。

2点目、行政にとって自治会、地域住民の協力を抜きにして協働のまちづくりは成り立たないが、町では自治会の現状をどのように認識しているのか、伺います。

3点目、町では様々な施策をもって地域コミュニティの活性化に取り組んでいるが、これまでの成果と課題について伺います。

4点目、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の連帯意識に基づき、地域防災力の強化を図るために、自治会ごとに自主防災組織を結成しておりますが、2017年の県の調査によれば、組織率は80%を超え、15市町村で組織率が100%、その中には当町も含まれております。そこで、各自主防災組織の活動状況、あわせて、行政との連携に関わる現状と課題をお尋ねいたします。

大きい2つ目でございます。災害時の避難所運営について。

政府の中央防災会議作業部会が本年3月22日に公表した報告書によると、日本海溝・千島海溝地震が冬期に発生した場合、東北や北海道などの寒冷地では低体温症による死亡リスクが高まるとされています。津波から逃れた後に屋外や屋内の寒い場所に長時間とどまることで、低体温症の危険性はさらに高くなり、多数の死者が出ると予想されています。

続けて報告書では、最大4万2,000人と見られる低体温症の要対処者を減らすため、避難場所に防寒具や暖房器具を備えることも提言しております。

当町においても、一時避難施設の整備やしつかりとした防寒機能を備えた避難所設営、備蓄の充実を図るなどして、近い将来発生する可能性の高いマグニチュード8クラスの大地震、20メートルを超える巨大津波の発生に備えなければなりません。

そこで、避難所の運営・管理体制の強化に取り組むべく、次の点を伺います。

当町における避難所の暖房設備の整備状況、あわせて、毛布等の防寒対策物品の整備状況をお尋ねいたします。

2点目。町では、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所として、広場や裏山、集会所等41か所を緊急避難場所に指定しております。しかし、命を守るための一時避難場所が雨風をしのげず暖を取れなかったりと、原則徒歩避難の住民がとどまるには厳しい環境の場所もあります。これまで議会においても度々議論されてきた問題ではありますが、改めて町の御所見、あわせて、水害時に発生する避難者のための一時避難場所整備緊急促進事業を活用しての当該地整備の可能性を伺います。

3点目、法に基づく避難所は、原則公共施設としつつも、避難所が不足する事態であれば旅館やホテルなど民間の建築物の活用も前提となっております。令和3年版防災白書では、コロナ禍における感染症対策として、避難所での3密を避けるため、分散避難、ホテル・旅館等も活用した可能な限りの多くの避難所の開設を促進しておりますが、当町の取組状況を伺います。

大きい3つ目でございます。子供の遊び場について。

これまでの一般質問でも度々子供の遊び場整備について議論させていただいておりますが、本年度の一般会計予算に（仮称）遊び場整備検討業務委託料として607万2,000円を計上しており、整備に向けての第一歩と捉え、高く評価するところであります。

そこで、今後この事業に対し町はどのように取り組んでいくのか、また、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

以上、大きく3つの質問でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、自治会の在り方と地域コミュニティについてお答えをいたします。

各自治会への加入率の現状と推移については、昨年度の自治会・町内会の団体数は19

団体、本年度は18団体であり、町内自治会・町内会が組織されている地域における令和2年度の加入率は平均78%、昨年度は78%、本年度は79%で推移しております。

自治会の現状については、総務省の統計によると、人口1万人以上5万人未満の自治体における令和2年度の自治会加入率が75.8%であることから、当町の加入率は全国平均を上回る加入率であります。

活動状況については、防災、環境美化、子供や高齢者の見守り等、活発な地域、活動が困難になっている地域と、地域によって異なる状況にあると認識をするところであります。

一方、これまで実施してきた団体との意見交換を通じ、ほとんどの団体が人口減少や少子高齢化等により役員と活動の担い手確保に苦慮しているとの認識をしております。

これまでの成果と課題については、成果といたしましては、顔合わせ会の開催や、自治会・町内会や各種コミュニティー団体の支援を通じ、多くの交流機会を創出したことで、隣に誰が住んでいるのか分からない、交流がなく孤立感を感じるといった住民不安の解消につなげてきたものと考えております。

また、震災によって地域の状況が大きく変化したことから、住民が増加した地域や公営住宅において、地域課題について地域で話し合い、解決することができるよう、7地区の自治会・町内会や5地区の班組織を形成、また、復興事業後の地域実態に合わせて2地区の自治会・町内会の再編をすることができました。

しかしながら、課題として、役員や活動の担い手不足等により、団体によっては活動が困難になっている状況が生じています。地域住民が地域課題について相談したり話し合ったりする地域体制が各地域において確立されるよう、地域実態に応じた活動の見直しや組織の在り方等について、町民の方々との意見交換をしながら、今後の持続的な地域運営の仕組みについて検討をしております。

次に、自主防災組織の活動状況及び行政との連携による現状と課題についてお答えをいたします。

一般的に、自主防災組織は、自治会・町内会、婦人消防協力隊及び幼年・少年消防クラブなどで構成する地域防災を担う実際的で効率的な形態であり、町内では、昨年度末時点で15の自治会・町内会による自主防災組織と14の婦人消防協力隊、6の幼年消防クラブ、2の少年消防クラブで形成されております。

自治会・町内会の自主防災組織における活動については、平常時における防災訓練の

実施など、防災の自助・共助に関する活動を主体としており、行政との連携においては自主防災連絡会を開催し、町及び各組織が取り組む防災活動の共有及び協議等を行い、地域防災力の強化に努めているところであります。

婦人消防協力隊の活動としては、大槌町消防演習の参加など、消防団に協力し火災予防を目的とした活動を行っており、幼年・少年消防クラブの活動としては、防災教育を主たる目的として、消防フェスティバル、防火ポスターコンクールへの応募や防火・防災に関する作文の応募などを実施し、これらの活動は消防課と連携して行っております。

しかし、復興後の生活環境の変化やコロナ禍の影響により地域コミュニティー活動が制限され、地域内の防災活動の低下が懸念されることから、町では、地域内の防災意識の共有と可視化を目的に、自主防災活動の計画をまとめた地区防災計画の作成を推進し、地区内の防災活動の活性化を図りながら、町内全体の防災活動の充実を図ってまいります。

次に、避難所の暖房設備の整備状況及び毛布等の防寒対策物品の整備状況についてお答えをいたします。

避難所の暖房設備の整備状況については、集会所等の小規模施設においては石油ストーブやファンヒーターを各部屋に配備しており、学校等の大型施設においては大型ストーブやボイラー設備を配備しております。

なお、大型施設においては施設が暖まるまでに時間を要することから、毛布等の防寒対策物品の整備も進めております。

また、毛布等の防寒対策物品については、各避難所に収容人数分の毛布を配備し、毛布のほかにも使い捨て懐炉やアルミ製の防寒・防風シートも配備しております。

次に、避難場所の整備についてお答えをいたします。

現在、町では指定緊急避難場所を44か所指定しており、そのうち屋外の指定緊急避難場所は21か所となります。そのうち18か所が津波時における指定緊急避難場所となっております。本年3月末に公表された新たな津波浸水想定区域の設定を受けて、現在、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し作業を実施しているところであります。

各地区の高台や裏山といった屋外にある避難場所については、孤立化や十分なスペースを確保できないなどの課題があることから、地域の住民の方と協議を行い、緊急避難場所として継続して指定すべきか、防災マップ作成に合わせて判断したいと考えております。

また、一時避難場所整備緊急促進事業の活用についてですが、この事業は、民間施設を避難場所として活用するために整備する事業費を補助することを主な目的としております。地方公共団体がこの事業を活用して施設を新たに整備する場合は、100人以上の収容人数とし、2人当たり3.3平方メートルの面積を確保する必要があります。当町においては、この事業の補助要件に見合う広さを有する避難場所がないことから、この事業を活用した施設整備は難しいと考えております。

しかしながら、社会資本整備交付金、緊急防災・減災事業債等のほか、先般国会で成立した、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法など、防災対策に活用できる補助事業もありますので、必要に応じて事業の活用を検討してまいります。

次に、避難所開設に関する取組状況についてお答えをいたします。

当町の分散避難の取組状況については、大槌町避難者ガイドにおいて、新型コロナウイルス感染症を考慮し、避難先として避難リスクの少ない親戚・知人宅への避難、安全な場所へ移動して車中での避難を呼びかけているところであります。

また、ホテル・旅館等を活用した避難所の取組状況については、風水害時に浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にない民間の宿泊施設と、風水害時における避難者の受入れ等の協議を行っているところであります。

なお、大槌町地域防災計画において、県・市町村等応援協力計画を定めており、被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせんなどの相互応援により、内陸市町村への避難も計画しております。

次に、子供の遊び場についてお答えをいたします。

本年度の委託業務では、当町の子供の遊び場の在り方について、子供と保護者をはじめ幅広く町民と意見を交換して検討してまいります。検討は、4から5回程度を予定しているワークショップで、遊び場の必要性について町民、行政の意識を深めながら、町内の遊び場として活用される場所や公園について、ハード・ソフト両面における課題を改めて整理し、それに対する具体的解決策の検討、ニーズ把握等を実施するほか、教育機関と連携して子供のニーズを直接的に把握し、当町における子供の遊び場環境の充実に向けた事業や取組の方向性を見出してまいります。

現時点での進捗状況については、7月の契約に向けて準備を進めております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきますけれども、限られた時間でございますので、御答弁は簡潔に、また分かりやすくしていただければ幸いです。

それでは大きい1つ目、自治会の在り方と地域コミュニティについての再質問でございます。

まず、自治会加入率につきまして詳しい数値の御提示ありがとうございました。本年度の加入率は79%、全国平均の75.8%と比較すると高い数値を示しているということでございますが、この大震災後、仮設住宅から災害公営住宅や、また自宅再建であるとか居住地の移転を繰り返す中においても、しっかりとこの自治会の再編が行われていることが見て取れる数値ではないかというふうに感じております。

しかしながら、自治会運営の課題なども少なからずあるわけございまして、その辺を本一般質問において議論できればというふうに思っております。

そもそも、この自治会、町内会とも言いますけれども、歴史は相当古くて、遡ること1937年の日中戦争の頃に日本各地で組織され始めたということでございます。1940年には国により正式に整備されたということなんですけれども、これは昭和15年、戦前でありますけれども。恐らく当町の自治会というのも、これは調査していないのでどれぐらいの歴史があるかというのはちょっと明言できないんですけれども、でも、かなり古いのではないかなというふうに認識しております。

ただ、それこそ昔は行政の下請的な、そういう役割を担っていた時代もやはりあるわけですね。ただ、時代の変化によって住民ができること、またできないことというのが明確になってきていて、自治会の在り方というのも昔に比べたら相当変わってきていると、そのように感じております。

とはいえ、やはり現在でもごみ集積場の設置であるとか、あるいは管理であるとか、また防犯灯の維持であったりとか、公的負担を自治会に負わせているという部分もあるわけです。

そこで、まず当町において、この自治会という住民自治組織というのはなぜ必要なのか。この必要性について当局の認識を伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 自治会組織、町内会とかいう呼び方もさまざまですけども、議員おっしゃるとおり、その歴史は相当古く、そこに住んでいる人たちが自

然発生的に町内会という形で組織された経緯とか、そういった背景もございます。

町としてその自治会の必要性ということですが、2点ほど大きくあるのかなというふうに考えてございます。一つは住民同士のつながり、それが持つ住んでいる方々の様々な安心感、生活する上で。そういったものを享受していただきながら、そこで安心に暮らしていただける部分と、あともう一つは、御質問の内容にもありましたけども、昨今の防災関係の、自主的な地域防災組織、そういったものがやはり有事の際には極めてそれが有効に、地域住民の方々同士の防災意識あるいは防災行動の中で発揮される、あるいは有事の際に限らずとも、防災訓練であるとか有事に備えた日頃の地域での活動というところでも、非常にその辺の役割は大きいのかなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。確かに、住民の安心感であったり、防災面であったり、主に、確かにこの大きい2つではあります。ただ細かく言うと切りがなくなる部分もあるので、取りあえずこの大きい部分が2つなんだというお答えと、今そう思って聞いておりました。

この時代の変化によって、地域の連帯感であったり人間関係が希薄となって、自治会の活動に無関心な世帯が増えてきたのもまたこれ残念ではあるけれども事実でございます。しかしながら、少子高齢化に伴う地域福祉の向上であったり、また行政との協働という観点から、その必要性というのはやはり確実に増していると思うんですね。

そういった中で、この4月に桜木町の自治会が残念ながら解散してしまったと。当然ながら突然解散したわけではなくて、そこに至るまで様々な経緯があったというふうに残念ながら存じております。そこで伺いたいのが解散の理由。それから、町ほどの程度までこの解散ということに関して事前に把握していたのか。もし把握していたのなら、この解散を止めるような手だてという、そういった手だてを講じるということのはしなかったのかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お尋ねの件、桜木町の3月31日をもって本当に残念ながら解散という事実がございます。その理由ということ、まず第1点の御質問ですが、それにつきましてはやはり自治会としての組織の中での構成される役員の成り手がなかったということでございます。

その把握につきましては、こちら昨年暮れあたり、11月から町内会の自治会長さ

ん、自治会のほうでいろいろそういう状況を地域住民の方々に発信しておられました。4月に向けて役員改選があると。ただ、今のところ改選に向けては候補がないということで、このままでは解散、解散といいますか自治会そのものが成り立たない危険がありますよということで、昨年11月頃から何回かそういった地域住民の方々に、そして私たちのほうでもその会合なり、役員の方々からの声は直接伺っていたということです。

あともう一つが、そういった事実に対してこちらの関与といいますか、当然一回町内会長さん、役員の方々にもお越しいただいてお話を伺ったり、いや、何とかならないんですかとかいうふうな話をさせてはいただいたんですけども、そういった役員の方々も本当に次期の役員の方々どうですかということでの、成り手ということではいろいろ御尽力はされていたのですが、結果的になられる方もいらっしゃらないということで、そういった3月31日をもってという事実に至ったというふうに承知してございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます、積極的には関われなかったというふうに今お話をお聞きしていて、やはり自治会の性質上、住民が任意で立ち上げた団体でございまして、当然行政があまり深く関わっていけないというのも分からないではないんですけども、今お話聞いておりますと、やはりその対策というのは取れなかったというふうに今聞いておまして、そういうふうに私は理解したわけでございます。

震災後、当町においてはハード面、とりわけインフラ整備であるとか防災事業に力を入れてきたわけでございますが、その分ソフト面、いわゆる心の復興であるとか、あるいは地域コミュニティーの再構築、また維持という部分が、やはり少し遅れを取ってきた部分があるのかなというふうに私は感じているんです。もちろんこれは町が何もしていなかったということではないですよ、当然。そうではないんですけども、何となくハード面に比べてソフト面は遅れを取ってきた。そのソフト面の中でも、地域コミュニティーに関してはむしろもっともっと対策を取るべきだったのにそれができなかったという町の、私は反省点もあると思うんです。

ただ、国としても、今後コミュニティー政策に重点を置くと明言しておりますし、また、もちろんこれは予算もかけるということでございます。それは県に至ってもやはり同じスタンスである。そこで、当町としても、重要課題の一つとして、3月の定例会、町長の施政方針演説でも、これ読みますよ。「誰もが生きがいを持って安心して生活することができる地域コミュニティーの形成を図り、地域における切れ目のない包括的な支

援へとつなげていく」というふうにおっしゃっているんですね。ただ、それを考えると、私は、この町長の発言、この施政方針演説の中でのこのお言葉というのは少し矛盾しているんじゃないかなというふうに感じるんです。切れ目のない包括的な支援をしなければと言いながら、積極的にその自治会に介入していきたくないこの町の姿勢に関しては、私は矛盾していると思う。その辺についての御見解を伺います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 先般の、今議員御指摘のあった桜木町については、様々な意見を聞きながらお話を進めてまいりました。やはり、町内会におけるプロセスの中で、役員の方々が様々な形で町内会の方々にアプローチしながら進めてきたという経過がございます。

深くということではなくて、やはり組織の中でしっかりと取り組むということになりますから、今、実際には3月31で組織はなくなりましたが、しかしながら、やはり桜木町の集会施設も含めて、今活発に利用されている現状もございますので、やはり建て直しというか、もう一度組織替えという部分で、新たなところでやはり支援をする必要があるだろうなと思います。

やはり問題点として、役員の成り手がなく、若手の様々な形が出てこないのであれば、それは継続して、ここだけではなくてこれから何年先も見据えて、継続的に自治会・町内会が運営できるそのマンパワーを含めて、財政的にも含めてしっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 目を閉じていらっしゃる方もいるけど大丈夫ですか。聞いておいてくださいよ、ちゃんと。

行政がどの程度まで自治会運営に介入できるのかという部分は、まさに今後の各自治会の存続において、私は鍵になるところだと思うんですね。もちろん包括的な部分においても。

やはり桜木町の今例を取って私言いましたけれども、これは当然その桜木町だけに限ったことじゃないんですね。ほかのやはり自治会というのも役員の高齢化であったり、また担い手がいないという部分においてはどこも同じような感じなわけです。それに対して、私はもっと町でもそういった実態を把握した上で、自治会に積極的に介入していつ何が問題なのか、何が課題なのかというところを、私はしっかり町で把握する必要

があると思うんです。

そこで、昨年度から社会福祉協議会が、大槌町元気なふるさと応援センター事業として自治会に入って、課題解決であるとか、また、イベント開催に向けた支援に取り組んだということなんですけれども、これは先ほど午前中の澤山議員の質問内容、また御答弁と少しかぶる部分もあるかもしれないけれども、こういった活動、コロナ禍の中でやってきたということで、思ったような支援活動というのもできなかったと思うんですね。

1年で支援活動の下づくりをして、さあこれから2年目というときに事業委託されなかったその理由というのは、先ほど午前中に御答弁の中にあつたように、人員による部分が大きいのかなと思いつつも、しかし、社会福祉協議会としては、時期を見て人員を増員して対応するつもりだったと。それは町のほうにもしっかりと説明してあるんだと。私伺ったところ、そういうふうなお話を聞いておりました。

にもかかわらず、町としては事業委託をせずに新たに別の事業者を募集しているということに関しては、私は非常に残念でならない。なぜかという、やはり先ほども、午前中にありましたけれども、あのオレンジ色のベスト、チョッキを見るにつけて、やはり町内の高齢者の方々は安心するわけですね。

これは言っておきますけれども、役所の中で、机の前に座って、いろんなことを計算していろんなお話を聞いているだけじゃ分からない部分というのがあるんですよ。あなた方ももう少し町に出てそういう状況実態を把握したほうがいいですよ。そうでしょう。そういうところをしっかりと私はやっていくべきと、そのように思います。

社会福祉協議会としては、先ほどもお話に出ましたけれども、県の事業である生活支援員、地域の相談員でございますけれども、ここを今増員して、先ほどの質問、また御答弁に漏れがあったようですからこれ私補足しておきますけれども、地域の見守りに今当たっているのは、この生活支援員、県の委託事業を増員してから、今、見守りに一生懸命力を入れているわけですね。

ただし、ここの部分とこのふるさと応援センター事業のふるさと支援員の事業というのはまた別事業でありますから、今、地域を回っている生活支援員の方々がふるさと支援員と同じようなことができるのかといたら、またそれはできないわけですね。それをもししようとしたら、そこはまさにグレーな活動になってしまう。なので、自治会には今入れていない状況であります。

本来であれば、地域支援において、行政と社会福祉協議会が両輪で動かなければなら

ない。ただ、これ言い方を変えると、丸投げしてきたんじゃないかと言わんばかりですよ。社会福祉協議会にこれまで。

それというのも、やはり協働地域づくり推進課のコミュニティーに関する業務が縮小傾向にあるからというふうに感じております。コミュニティー推進室のときは、このコミに関する職員の方は、もっと人数が、職員の方がいたと思うんです。確か5名で今現在は3名。そうすると、やはり業務的にやりきれない部分があるわけですよ。町は力を入れていかなければいけないという反面、職員の数を減らしている、ここが私は矛盾の大きいもとだというふうに思いますよ。

こういった人員不足に関してはどのように町で分析しておられるのか。もっと、今私申し上げたとおりコミ担当の職員を増員すれば、もっと積極的に社会福祉協議会と一緒に自治体のほうに入って、もっと深く関わっていきけるんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺の御見解は。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 人員数について、今議員御指摘のとおり今年度は3名でということでございます。前提としていたのがやはり委託事業で、社会福祉協議会にふるさと応援センターの運営をとということで想定していたという背景もございます。

あと一方で、他に丸投げというちょっと御指摘だったのですが、昨年度事業においても、私どものスタッフが、そのふるさと支援員が担当する地区と一緒にそこは張りついて地域支援を行ってまいりました。そういう事実もございます。今年も、結果は委託はしていないのですが、そういう私たちの関わりということは当然中心に据えながら、今菊池議員から連携でというお話がありましたが、まさに社会福祉協議会と町が連携して共同でこれをつくり上げていく事業だというふうに認識してございました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 地域にしっかり入っていたと言わんばかりですけども、私、今回この自治会のことを一般質問で取り上げるに当たって、幾つかの自治会を回ってまいりました。その現状であるとか、地域課題であるとかいろいろ聞く中で、「役場の方々って来ます」と聞くと、必ず皆さん決まってるのは「来ませんよ」「全然来ませんよ」と言うんです。いいです、それは、町としたらこれぐらい関わっていますよと言いつつも、でも地域のほうはそうは受け止めていないという部分は、やはりそこは自覚するべきと

いうふうに思いますよ。もっと地域に入ったほうが良いと先ほどから私は申し上げている。

ここまで、もっと行政が自治会に関わるべきというようなお話をしましたけれども、ここで自治会の活性化について伺いたいと思います。

全国の自治体の中には、この自治会の、町内会の活動を援助するために、自治会の会員世帯数を対象に1世帯当たり年額数百円を交付しているという、そういった自治体もあるんですね。町のホームページを見ますと、地域コミュニティー関連の補助金、それから助成金が4つほど掲載されております。

しかしながら、そのように事業申請をされたから審査後に補助金を交付するというのではなくて、町内会、全自治会ですね、全町内の全自治会に一律補助金をもらえるようなシステムにされたらどうかと私は思うんです。当初予算の中に自治会活動費の補助金として計上して自治会の活性化を促すと。使わなかったら年度末に例えば返還するという、そういった縛りをつけてもいいと思うんですね。この辺に関してどうでしょう。今のところその自治会に関しての補助金等はないんですけれども、今後そういったものを創設する可能性というのを伺いたい。

○議長（小松則明君） これは、担当課長の部分じゃなく、これ、副町長、お願いします。

○副町長（北田竹美君） 御質問ありがとうございます。ただいま質問、その自治会への支援という観点では、様々な金銭的な支援、補助金というものは創設されて、それが実行されているという現実があります。ありますが、今議員が言われるように、いわゆる自治会が様々なイベントをしたいとか、あるいはコミュニティーをつくるためにこういうことをしたいとかという、いわゆる細々といいますか、自治会活性化のための何とかというようなものを、建てつけの補助金、支援というのではないわけではありませんが、自由に、自由について言い方はなんですが、自治会の中で使えるというようなものに対する支援は今のところございません。

しかしながら、私もこの大槌町に来て6年、7年になりますけれども、自治会は大変一生懸命やってらっしゃるところもあるし、皆さん持ち出してやっていらっしゃる場所もあるのを私よく知っていますし、逆になかなか活性化せずに、自治会の様々な理由によって自治会を解散せざるを得ないということもありますので、この自治会の抱えている課題というものをもう少し、今言われるように自治会に直接出向いて、自分の体と頭を使ってその現状を見るという行動をしつつ、真の課題というものを解決するために

うしたらいいのかということを進めてまいりたいと思いますし、なおかつ自治会への支援金、補助金といいますか、ものについても、いわゆる用途を、これに使うという具体的なものでなくても、自治会の活動に寄与するものというようなものの支援の仕方というものについては、一つの考え方として大変重要な意見だというふうに受け取らせていただきます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 自治会を活性化するために、支援策として予算づけというのは必須だというふうに思うんですね。確かにその使い道、じゃ、この部分はいいいけどもこれは駄目ですよって、確かにそれはやり始めればあるんでしょう。でもそれは、やはり自治会ともいろいろ協議を重ねる中で私は決めていくべきというふうに思うんです。

進みます。続きまして、④のところでございます。

自主防災組織、これ、伺うところによると、幾つかの自治会では現在まともに機能していない自主防災組織もあるわけです。当町では2017年の県の調査で組織率100%としていたわけなんですけれども、実は既にこのときから活動できていない自主防災組織もあって、既にその時点でそれを指摘する声もあったんですね。組織率は100%であるにもかかわらず稼働率は100%にも満たない、それは現在でも状況は変わらないわけですよ。これに関しての町の認識をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 防災課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 自主防災組織の組織率についてですが、まず自治会・町内会による自主防災組織と、婦人消防協力隊、幼年・少年消防クラブを合わせて人口カバー率100%となっております。実際に町内に37あるこれらの組織は、活発に防災消防活動を行っているところであります。

ただし、議員の御指摘の稼働率が100%に満たないという内容については、自治会・町内会による自主防災組織がないところの御指摘だと思いますので、そのような地区の町のこれからの支援の取組についてお答えさせていただきたいと思います。

具体的には、本年度から2点の取組を行っていくことを考えております。まず、その1つ目は、現在休眠状態にある大槌町防災サポーター事業を復活させて、自主防災組織と連携し地域の防災力を強化していくこと。2つ目は、災害弱者を地域で助けることなどを目的とする地区防災計画の策定を、地区に入り支援をしていくことで、町内における策定地区を増やし、地区の防災力の強化に臨んでまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。自主防災組織は、自治会が中心となって設置運営して、災害時などのいざというときに対処できる協力体制が自主防災組織であると。しかしながら、やはり役員の高齢化であるとか、また、これも自治会と同じで、参加する人が少ない等のマンパワー不足というのが問題になっており、またこれが課題であると。

そういった様々な要因をもって活動が停滞している自主防災組織に対し、町はどのような支援を行っていくのか、その辺、何か具体策があればお伺いしたいです。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 先ほどの答弁とまた重なった答えになると思いますが、大槌町の防災サポーター事業というのが平成28年にありましたけれども、現実休眠状態に陥っております。その中に防災サポーターとして登録していただいている方が約50名いらっしゃいます。この方たちは防災士の資格を持っていて、防災にも興味を持っておられる方々ですので、ぜひ地区の防災に活用していくべく、自主防災組織と連携して地区の防災力を強化するというのを、町が主導で行っていきたいと思っております。

もう一つは、先ほどとまたかぶりますけども地区防災計画、今、町内には2地区、安渡地区と吉里吉里地区と、地区防災計画を立てて町に提出していただいているところがありますが、それ以外の地域ではまだ地区防災計画というものが立てられておりません。この地区の防災計画に対して、町のほうでしっかりと地区に入って行って支援をしながら、地区防災計画を一緒に立てていこうとしているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） その大槌町防災サポーター事業ですか。ただ、本来であれば、やはり地域力というのを遺憾なく発揮するためには、近隣の方々、その地域、自治会に参加している方であるとか、そういった地域の方々をどのように巻き込んでいくかというところだと思うんですね。本来であれば、そういった施策を積極的にやっていっていただきたいというふうに思うんです。

もちろん、こういったサポーター事業というのが、町内全域からやりたいという方が集まってやるんでしょうけれども、本来であれば、そこは共助という部分にも関わってくるわけですから、やはり自治会を中心とした近隣の住民を巻き込んだ、そういったその自主防災組織にしていきたいというか、しなければならぬと思うんですね。

それに向けて取組をしていただければなというふうに思います。

今申し上げたとおり、住民にとってこの自主防災組織というのは自治会と全く同じで、まさに住民にとって自助、共助の観点からも必要なコミュニティーなわけでございますけれども、いずれも行政との連携で活動も活性化するというふうに思っております。

例えば、その自主防災組織単独で避難訓練などができないのであれば、町と合同で訓練をするなど、そういった地域の防災力を高める施策というのは幾らでもあると思うんです。そういう部分をしっかりと対策を立て、また、それを実行していただきたい、といったことをお願いして、次の再質問に移らせていただきます。

続きまして、災害時の避難所運営についての再質問でございます。

まず①のところの町長の御答弁、小規模施設それから大型施設ともに燃料に灯油を使用する暖房器具でございますけれども、災害を想定した燃料の備蓄に関して、当町の現状を伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） まず、町内の5施設、中央公民館、城山公園体育館、大槌学園、吉里吉里学園小学部、安渡分館避難ホール、赤浜分館多目的ホールについては、非常用電源設備がありまして、3日間稼働できる分の燃料を備蓄しております。それ以外の避難所においては、暖房器具用の灯油を備蓄しているほか、移動式の発電機計24台を備えておりまして、その稼働用にガソリンの備蓄をしております。加えて、町内のスタンド及び組合と協定を結んでおりまして、それにより災害時の燃料の確保、給油を行う計画であります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。備蓄に関しては、数日はもつような、十分もつような備蓄状況であるんだなということが分かりました。燃料の調達なども災害協定でありますけれども、ここの部分も活用しながらということなんでしょうけれども、東日本大震災級の大規模災害においては調達すらもままならない場合もあると思うんですね。なので、そういった事態への備えというのは必須であるというふうに思っております。

そういった中で、経済産業省では避難所となる公共施設等への燃料備蓄の推進事業の補助金というのを出しておりまして、こういったものを活用して、まだまだ足りないという避難所において整備していくのもまた一つの方策というふうに思っております。

それと、小規模施設の場合、いわゆる開放型ストーブを使用すると、その全てがCO₂、

二酸化炭素を発生させ、避難所に滞留するというところでございます。もちろんコロナ対策も含めて換気をこまめにするなどの対策が必要なんですけれども、それとは別に、非常用電源を用いたエアコンなどの暖房装置の使用を想定するというのも私は望ましいと思われるんですね。ただ、この場合電源が必要になるわけですから、この非常用電源、今、町内の避難所において非常用電源というのは、この整備状況というのはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 先ほど申し上げました5施設につきましては、非常用電源設備、非常用発電設備がありますので、それを稼働すれば電気は使用できることとなります。それ以外の避難所におきましては、移動式の発電機、先ほど申し上げました計24台を使いまして電気を発電することになると思いますが、こちらのほうはエアコンとかを動かすほど大きなものではございませんので、ちょっと先ほどの議員御指摘のエアコン等を使って暖房というのはちょっと難しいかと感じております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 先ほど申し上げましたように、ありとあらゆる方策を取って避難所の運営に努めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、この②のところなんですけれども、これまで町では車避難の不備、例えば中央公民館、城山の駐車場がすぐ満車になるなど、そういったことを指摘されると、原則徒歩避難なので早めの行動を町民に呼びかけますと、そういった御答弁を繰り返してきたわけですね。私も何度かこういった一般質問あるいは議会などでいろいろ質問しておりますけれども、まず町のスタンスというのは早めの行動、そして原則が徒歩避難であるという説明でございました。

しかしながら、現状は避難の大半というのはやはり車を使うわけですね、皆さん。この矛盾といいますか、町では徒歩避難を呼びかける、でも現状は車避難の方が大半を占めている。そういった矛盾を解消するためには、やはり平時から車避難する場合の一時避難場所の利用を呼びかけるとか、あるいは山側の地域への移動を呼びかけるなどが私は有効な手段というふうに思うんですね。この辺に関して町の認識、この山側に移動してくださいということ呼びかける、今積極的にそういうふうな避難指示というのはしていないですね。そこに関して伺います。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 議員おっしゃるとおりでして、車両避難に関して、現状では呼びかけとか決まりとかいうものはございません。ただし、車両避難は避難手段の一つとして十分認識をしております、地震、津波などの突発災害または予測可能な気象災害の、災害の種別に応じた避難手段の在り方とか、車両避難はあらかじめ、おっしゃられたように山側に逃げるとかいうことに対して、現在行っております新たな津波浸水想定に関する避難所、避難場所の見直しに合わせて、車避難の場所も含めまして考えをまとめ、周知を図り、円滑に避難できるように検討を進めているところであります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。この車避難ですけれども、一步間違うとこれは大きなリスクを伴うと。東日本大震災の際には渋滞によって身動きがとれなくなったり、また結果、人的被害が拡大したと、そういった苦い経験が我々にはあるわけです。だからこそ市街地への車両の乗り入れは避けて山側へ移動するような呼びかけも必要なのかなど。

ただし、これはあくまで津波に対しての避難であって、これが河川の氾濫であったり、そういうことを想定した避難の場合は、川沿いを山側に走っていてもこれはまたそれで危険なので、まずその辺はケースバイケースで避難方法を考えてくださいというような呼びかけというのは必要なのかなど。特にもやはり町がこうしてくださいと言うと、それに沿って動く方というのは結構いらっしゃるんですね。なので、やはりそのケースバイケースの避難というのは大事ですよという、そういった呼びかけというのも私は必要だと思います。

続きまして、大きい3つ目、子供の遊び場についてでございます。

御答弁の中に子供の遊び場の在り方について幅広く意見を交換して検討してまいりますというふうな御答弁でございました。これについて私申し上げれば、今さらその、今さらという言い方は少し適当じゃないかもしれないけれども、意見交換というのはほぼほぼ私意味がないんじゃないかなというふうに思うんですよ。これは、必要性については、少なくとも子供さん、またその親御さんなどからすれば必要ではないという方はいらっしゃらないわけですよ。ただし、子供が少ないから整備に関してどうなんだという、そういった意見などは多分あるんでしょう、あるんだけど、子育て世代の方々を呼

んでどうでしょうと聞いたところで、皆さん恐らく必要ですよと言うのはこれ当たり前のことですよ。

そういった中で、やはり少なくともこの町に子供が生まれて育っていく過程で、子供と子育て世代の親御さんというのは必ずいつの時代でも存在するわけですから、幅広く意見を求めるようであれば、広報誌にアンケート用紙を折り込んでいろいろ意見を幅広く集めたほうが、私はよっぽど効率いいんじゃないかなと思うんです。意見を求めるという分においてはですよ。この辺の御見解を伺います。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） おっしゃるとおり、公園の必要性そのものについて否定するものは恐らく何もないというふうに考えてございます。一方で、これまでも団体の方であるとか一部住民の方々からも、公園の整備についてという御要望も賜ってございます。

という中で、具体的にじゃどういうイメージとかいうと、やっぱり皆さんが決して一つではなく、「大きな遊具は要らないけど原っぱがあればいい」とかいう御意見もあれば、やっぱりもう一つは年代ですね、乳幼児さんだとかこういうのがいいとか、もうちょっと大きくなるとこういうのがいいとかいうふうなものがありますので、やっぱりそこは改めて広く御意見をちょうだいしながら、一定の意見を反映させるような取組というのは必要なんだろうなという考え方から、こういったことを考えてみたいと思っています。

アンケートという手段も御提示いただきましたが、その中で一つの項目としてするかどうかちょっと今ここではあれですけども、今回の今年度の検討業務の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 時間もあれなんで、確かにおっしゃるとおりなんですけれどもね。ただ、やはり幅広く意見を求めるというのであれば、というのは恐らくワークショップの中でそれはいろいろ協議していくんでしょうけれども、ただ、メンバーが固定してしまうと、それもまた意見に偏りが出てくるという部分もあるので、広く意見を求めるのであれば、広報紙にアンケート用紙を折り込んで幅広く意見を取ったほうがいいというふうに思うんです。

今、課長おっしゃったけれども、町としてのビジョンで、施設の規模であるとか、あるいは予算の大枠などというのは私は示したほうがいいと思うんです。これは、私も役

場の旧庁舎跡地のワークショップに何度か参加させていただきましたけれども、町がそういうビジョンを示さないで、皆さんさあどうですかと言っても、いろんな意見が出てくるわけですから、結果今回もそれを集約し切れなかったというのが、この年度内にワークショップで結論が出なかったということにつながっていると思うんです。やはり、せつかく600万円もお金をかけてコンサルティングを頼み、そして、その中でお話を、いろいろ協議をしていくということなので、実のあるワークショップにしていきたい。そういうふうに思います。

いろいろ町民の皆さんから幅広く意見といっても、全ての子育て世帯の意見を吸い上げるというのは難しいかもしれないけれども、でもそれをやるのがあなた方のお仕事です。しっかりと対応していただきたいと思います。

時間が参りました。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

14時25分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2時15分

○

再 開

午後 2時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほど、菊池議員に対する答弁に対し当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。協働づくり推進課長。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 申し訳ございません、先ほど菊池議員からの御質問に対して、桜木町自治会の解散、3月31日とお話ししましたが正確には4月29日でした。3月31日を目指して、目指してといたしますか当初の予定でしたが、改めて地区住民の方々から総会をもってというお声があり、その総会の開催日が4月29日で、そこで解散の決を採られたということでございますので、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦です。議長より質問の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

初めに、国民健康保険税について伺います。

令和4年度の国民健康保険特別会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ14億9,750万円と決めました。歳入のうち被保険者が納付する保険税は1億9,900万円であり、13.3%であります。

保険税の算定は、所得割12.7%、資産税割45%、被保険者1人当たりの平等割2万8,500円、1世帯当たりの均等割3万3,000円となっています。

また、被保険者数の推移を見ますと、平成23年2月末が4,937人、令和4年1月末が2,820人であり、この10年間で約2,100人ほど減少しております。町の人口比では25%となっております。

国民健康保険の加入者は、自営、農業、漁業などの第1次産業従事者、年金生活者、職に就いていない方々などであり、現在の社会情勢の中で多くの影響を受けていると考えます。

国民健康保険の財政調整基金は現在2億7,200万円の積立てがあり、これまでの十数年間は同程度の基金残高で推移しております。

平野町長は就任後に減税を実施したと承知しておりますが、基金残高のこれまでの推移、今後の見通し、さらには現在の収納率を総合的に考え、今だからこそ減税を検討すべきと考えますが、見解を伺います。あわせて、県全体の統一した保険税の見通しについても伺います。

次に、県と協調した子供支援策について伺います。

新型コロナウイルス感染症も3年目となり、終息が見えず長期化する中で国民生活や経済の影響も大きく、これまで国では多様な支援策を多方面に講じてまいりました。個人への支援策としては国民1人につき10万円の給付、さらには対象を子供にした給付も行われました。また、最近では住民税非課税世帯への支援が行われ、今後、低所得の独り親世帯などへの支援も行われます。

このような中、岩手県では、子育て世代への支援策として、児童手当を受給する世帯に子供1人当たり1万5,000円を給付する計画があるようです。この県独自の給付には市町村も上乘せすることが可能とのことですが、町として県のこの支援事業にどのように対応するのか、伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税についてお答えをいたします。

当町の国民健康保険財政調整基金残高につきましては、令和2年2月末現在で2億7,256万550円となっております。基金の積立てにつきましては、国から「過去3年間における保険給付費の平均額25%以上を有していること」、「基金の積立てについては、国保財政基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てること」と通知がなされているところであります。

この通知を踏まえ目安となる額を計算しますと、過去3年間の保険給付費の平均は10億2,049万7,811円であり、目安となる額は2億5,512万4,452円となりますことから、安定的な基金が確保されております。

また、現在の国保運営においては、平成30年度の国保制度改正に伴い、岩手県が「国民健康保険事業の運営に関する方針を定める」とされ、責任主体である岩手県を中心に、保険税水準の統一をはじめ標準的な事務取扱いについて関係機関と協議する岩手県国民健康保険連携会議において計画を定め、協議を行っているところであり、この計画は1期3年の第1期から第4期の計画期間を設け、第4期最終年の令和11年度までに保険税水準の統一を目指しているところであります。

現在、第2期の検討段階ということで、具体的な各種調整は令和6年度以降の第3期となることから、当面は、医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などから県が算定した納付金に基づき、その納付に必要な保険税を算定の上、被保険者から徴収していることを踏まえ、県から具体的な調整が示された時点において国民健康保険税と財政調整基金の在り方について検討させていただきます。

なお、御指摘の国保の脆弱性や社会情勢等による収納率の低下の懸念等を真摯に受け止め、当町の国民健康保険運営を行ってまいります。

次に、県と協調した子供支援策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで集団免疫力を構築するため国を挙げてワクチン接種を進めているものの、ウイルス本体の変異による感染力の増強や、ワクチン未接種である未成年者への感染拡大など、いまだ一進一退の状況が続いております。

特にも子供を持つ世帯におきましては、子の看護や濃厚接触により自宅での療育や健康観察を余儀なくされているところであります。このような期間が長期に及ぶことで保護者は働くことができず、結果、生計が逼迫する状況が続くことが予見されます。

この状況を踏まえ、岩手県におきましては、新型コロナウイルス禍や物価高の影響を受ける子育て世代への独自支援策として、児童手当を受給する世帯に子供1人当たり1万5,000円を上乗せ給付する動きがあり、先般、県知事の定例記者会見にて実施に向けた発表がされたところであります。

町といたしましては、独自に高校生まで年齢を拡大をし、給付額の上乗せを行い、子育て世代を応援したいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは再質問に入ります。

まず、質問通告の若干の補足説明をさせていただきます。保険税の質問の中で、財政調整基金の積立金の推移のところ、現在の積立金が2億7,200万円で、十数年間同程度で推移していると述べました。この2億7,200万円の推移は平成27年から現在まででありますというところをまず御理解ください。その以前なんです、平成21年から26年までは約2億円であります。さらにその前を見ますと、平成18年度末が、この基金が枯渇して僅か1億、1億じゃありません、1万6,000円あります。この18年度の決算におきましては、国保の支援基金へ会計のほうから3,000万円の借入金の償還があったようです。ですので、平成18年、その前のほうの数年間には本当にこの国保の会計は苦しかったのじゃないかなと思います。いろいろ要因はあると思いますが、ということをまず補足説明でありました。

それでこの再質問の用語なんです、ちょっと長いので、国民健康保険は国保、税は国保税ということで質問いたしますので、答えるほうもそのような答え方でよろしいのかなと思います。

我が国日本では国民皆保険制度ということでありますので、国民誰もがこの公的な健康保険に加入することができます。その中で、国保ということで自営業者、農業、漁業、年金生活者、アルバイト、職に就いていない方々などであります。近年の社会情勢を見ますと、みんな大変なんです、その中でも結構大変さが大きいのではないかなと思います。

例えば、自営であれば、コロナの関係で売上げが伸びないと、あるいはそもそも経費はかかると。また、第1次産業、農業、漁業にしても、資材が高いとか、肥料が高いとか、油が高いとかとありますよね。年金者にとってみれば、今月の15日は年金が高齢者の方々に受給になるわけですが、若干ではあるが伸びずに減額するというようですね。

この頃の物価の、日々消費する食品であろうと、日用品であろうと、物価が高くなっていくと。本当にダブルパンチなのでないでしょうか。

その中で、どうにかこの国保税を軽くできないものかという思いで初めて一般質問します。これまで予算とか決算の中では質疑をしていましたが、一般質問という形でやるのは初めてです。何しろ、ほかの公的健康保険はこの議会では議論できませんが、国保が唯一議論できる健康保険でありますし、また、先ほど25%の人口比ということで、4分の1の方が被保険者でありますので、決して少ない人口ではないと思うので、そのことをまず冒頭申し上げております。

また、この保険税の計算なんですが、確認してみますと、所得割、資産税割、1人当たりの均等割、そしてまた世帯当たりの平等割、さらに詳細を見ますと、医療分、そしてまた後期高齢者の支援分、そしてまた介護支援分が合算になって算定になります。その所得税、資産税割、平等割、均等割は、それぞれの自治体で組み合わせてパーセンテージとか数字を決める、だから、それぞれの自治体がパーセンテージも違いますし金額も違うというところは、今さらながら説明するわけじゃないんですが、そういうようになっています。

その中でまずお尋ねしますが、土地や家を所有している方々には固定資産税が課税されます。みんなそれぞれ税額は違えども納付しております。その固定資産税が国保税では資産税割ということで45%課税されるわけですが、今まで当たり前になんか思っていて納税していましたが、この質問を機会に確認してみたいと思うんですが、なぜ固定資産税割があるんですかというところ、単純なんですが、二重課税が駄目という、そういうことじゃないですよ。そういう制度ですので、それに従ってやっていると思うんですが、なぜ資産税割があるのかというところをまず教えてください。

○議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 東梅議員の御質問にお答えします。

東梅議員のおっしゃるとおり、国民健康保険税が創設されたのは昭和30年代でございまして、保険加入者の多くは、農林水産、あと自営業者であり、応能原則における所得割を補完する役割を持たせるため設けられたとされております。

ただ、ただし現在では年金受給者等が加入者等の多くを占めておりまして、資産の所有実態の多くが居住用資産となっているなど、実情に即していないことなど、資産割を採用していない市町村が現在多くなってきているということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今、課長のほうから、昭和37年ころの時代背景の中で資産税割が設けられたと。ただ、この頃では様々な事情があってそれは外している自治体もあるという説明でありました。

その中でも当町はやっているというところなんです、令和4年度の当町の一般会計の中で、固定資産税の歳入の見込額を3.9億円と見込みました。その中で、じゃ国保税の算定に関わる金額というのはどの程度になるのかなというところをまず確認させてください。

○議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 東梅議員の御質問にお答えします。

当初予算、令和4年度の資産割につきましては、給付、現年度分として1,062万6,000円、後期高齢支援金分として615万3,000円、介護納付金現年分として134万7,000円で、現年の課税額に対して1,812万6,000円で、全体的に3%程度資産税で占めております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。まず、1,800万円程度が保険税の合計額の中で資産税割の部分が含まれているというところですね。了解です。

先ほど冒頭、37年、そして昨今の状況ということで、この資産税割を採用していない市町村も出てきたということが説明になりました。岩手県、33の市町村がありますが、この資産税割を採用しているのは当町を含めて17市町です。半分。16市町がそんな資産税割は採用しておりません。それは何かというと、やはり様々な理由があるから半分近い市町村が採用していないわけですね。今採用している17市町の中でも様々なパーセンテージがあるわけですが、当町は、上から数えたほうが高いようなパーセンテージです。45%が高いほうです。

私が何を言いたいかといいますと、この部分、今まで議会で取り上げたことはないと思うんですが、やはりこれは考えるべきだと思いますよ。時代に合わないんですから。まずそのことを申し上げたいです。

例えばですよ。親子がいて、親がサラリーマン、子が自営業者。親はサラリーマンですので協会けんぽか何かに入りますよね。子供は自営業者なので国民健康保険に入ると。ただ、その資産税のかかる部分は、親が土地も、家を持っているから、親にその資産税は行くと。実際、国保に加入する子供に関しては、資産税を払っていないから、その部

分に関しては、その奥さんには資産税割がつかないわけですよ。何かおかしいと思いませんか。

そんな、今、例を出していましたが、いずれにいたしましても、私はこの資産税割を採用した初期の頃はそれでよかったと思いますが、ぜひ現状の中で、そしてまた11年前の震災があって資産の在り方というものも結構変わってきていると思いますので、ぜひこれは検討をしたほうがいいことだと思う。まず、今やる、やらないという答弁は求めませんので、ぜひ役場としての共通認識をそれぞれの方々が持っていただければなと思います。

その中で国保税も算定しますよね。ただ、世帯の所得に応じては軽減措置、70、50、20の軽減措置があって、実際の算定金額からカットされるとなると、そうすることによって、所得によっては納税額の軽減ということになるので納税しやすくなるということ、これは本当にいい制度だと思うんです。だから、私さっきちょっとデメリット、悪いところだけ主張しましたが、ここにもこういういいところがあるんだというところをまず言わせてください。

なぜ、じゃその軽減ができるのかという、法律で決まっているからそれまでなんだっていえばそれまでなんです、その軽減の根拠について確認させてください。

○議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 東梅議員の御質問にお答えします。

確かに法律にのっとってなんですけれども、国のほうでは、各年度ごとに、低所得者の方々の比重を減らして高額所得者に対して比重を求めるような傾向がございます。大槌町に関しても、7割軽減、5割、2割軽減ということもございます。今年度の専決処分においても、上限額のほうをアップして、低所得者の方に対してはあまり負担をかけないようにというような流れになっております。また、令和4年度から、未就学児につきましても2分の1の均等割と平等割の軽減措置が増えることになっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） そろそろもう計算が済んで、7月末からですか、国保税の納税が始まるんですが、この軽減された分は、何らかで補填されなければその会計自体が穴が空くから、何かで補填するような仕組みになっていると思うんですが、その仕組みの部分、会計課長、少し説明……じゃ、町民課長、お願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えいたします。今御指摘の軽減分でございます。その補填分でございます。

保険税軽減分につきましては、国保被保険者の負担の緩和を図るとともに、国保財政の基盤安定に資するため、保険税軽減相当額を県が4分の3、町が4分の1を負担するという国保特別会計に繰り入れていると、補填しているということになっております。さらに、保険者支援分として、低所得者を多く抱える保険者を支援するために、保険税軽減被保険者数を乗じた額を国2分の1、県と町が4分の1の負担の下に、一般会計から国保会計に繰り入れているということになります。それが保険基盤安定負担金ということで入っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 答弁にもありましたが、責任主体が平成30年から岩手県になったと。私が聞いたかったところが、令和11年度にまず県では統一した保険税の在り方を目指しているんですね。ということは、目指しているからそれがどうなるのかというのは今段階はちょっと予測もつかないところなんです。確定ではないということで、それがまだ先に延びるという可能性も十分あるということでもあります。

その中で、じゃ4分の1の加入者がいる我が町の保険者の医療費の推進とか、あとは全体の水準あるいは1人当たりの医療費の水準はどの程度になっているのかなあというところが気になるわけです。保険税のことをいう場合、やはり幾ら1人当たり病院にかかっているかということもあわせて考えなければいけないと思います。大槌町は下から何番目か、上から何番目かという表現の仕方は好ましくありませんので、このぐらいの推移だということでもまず説明してください。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

今の現状ということで、先ほど御指摘していただきました被保険者自体が減少しているということが大きいです。その中で、被保険者のうちの51%ほどが前期高齢者という現状です。

そこで、診療費につきましては、令和2年度では1人32万4,384円と、県内でも上のほう、上位という状況でございます。ちなみにですが、1位と最下位の差は12万9,631円と大きい開きがございます。ということで、今後、税の統一に向けた取組を現在行っているわけですが、そこら辺のところの調整自体もなかなか困難を極めるのではないかと

うことを思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 高いところと低いところが1人当たり年間約13万円も医療費に差があるという課長の説明でありました。

確かに、誰も健康を保ちたいというのは皆さんの共通認識です。できれば、何か気になるところがあれば病院に通いたいというのも、これもいろいろそういうことになるんですが、ただ地区地区によっては、例えば病院数がたくさんあるとか、あるいは近く、バスで行けるところ、タクシーで行けるところに大きな病院があるとか、そういうような医療機関に恵まれた地区もあるだろうし、あるいは町村によっては、病院まで遠いとか、なかなか診療の科数が少ないとかというところで、様々その住んでいる地域によってなかなか医療を受ける環境というのも違ってきますよね。

ですので、一律に1人当たり医療費が高いとか、安いとかという論法は、これはちょっとそこに住んでの方々の様々な思いに相反するようなことになると思うので、やっぱりそれはそれとして、住んでいるところの医療環境というところで、我々も、もう岩手県が統一した責任主体であるから、お互いにそういうのは尊重していかなければいけないのかなという、まずそういう思いで私今課長の話を聞きました。

いずれにしても、この大槌町は県立病院もありますし、町内を見ますと個人開業の先生方も結構おります。ですので、大槌町の方々にとっては、何か健康を気にした場合は、医療環境は上を見ても切りがありませんが、なかなかそろっているんじゃないかなと思います。そういう環境だから、健康を気にして病院に行く方々も気兼ねなく近場のクリニックに行けるとい、ある意味恵まれた環境というところでは、それはいいんじゃないでしょうか。ただ、物によっては大きな病院というところもあります。まずこの頃ではお産の関係が一番いい例だと思います。

そういうところの中で、今1人当たりの被保険者の水準ということを知りましたが、じゃ当町の保険税、先ほど資産税のことを若干触れましたが、当町の保険税の算定の根拠となるパーセンテージ、そしてまた均等割、平等割の部分に関しては、岩手県の中でどの程度の水準であるのかというところを、高いのか安いのかというのを含めて、どういうふうな水準であるのかというところをどのように認識しているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 当局。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 東梅議員の質問にお答えします。

大槌町の税率に関しましては、所得割は12.70、33市町村中5番目の水準となります。資産割につきましては45%で、17市町村中2番目、均等割につきましては33市町村中31番目、平等割につきましては33市町村中25番目ということで、応能応益である所得割と資産割は各自自治体に比べたら高い水準で、応益の均等割、平等割、皆さんに平等にかかる、に関しては低い状況になっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。確かにこの平等割、均等割は、28年のこの部分改正しましたよね、減額改正しました。3億近く貯まった基金を3,000万崩して、その部分にまず充当した中で減額したということが、今のこの31番目、25番目という数字になっているということでもあります。

ただ、じゃ所得割、例えば資産割、例えば一つのところをいじくればほかの部分にも影響が出てくるので、なかなか難しいところがあると思うんですが、やはり私は、国保の財調も2億7,000万、先ほど理想の部分が2億五千何がしということで、ほぼほぼ満たしているということで、我が町の国保の基金は潤沢と言えるのかなと思うんですが、その部分を活用した中でどうにかできないのかなという思いを持っています。

町長が、町長に初めて就任されたとき、今言いましたが減税をしたというまず実績があるわけですが、町長就任直後というところで、町長選挙における公約的なところもあったのかなと私思いますし、その公約の実現ということで、3,000万を崩して均等割の1万7,000円を1万4,000円に3,000円減らしたと。また、世帯平等割は2万8,000円を8,000円減らして2万円にしたというところでもあります。医療分の部分ですよ。これね。

まだあの頃は震災から4年、5年というところの中での国保税の減額があったんですが、少し思い出していただいて、なぜ、じゃ町長はこのとき国保税の減税に英断を下したのかなというところ、どうしてもこの質問をする上で聞きたくなるわけです。6年前を思い出して、ぜひ、なぜ減税をしたのかというところを町長からお尋ねしたいと思えます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東梅議員のお話の中で、あれはやはり震災後の様々なことで、国保税が高いのではないかというようなことでの減税という形にさせていただきました。

議員御指摘のとおり、今、様々な、職員とのやりとりの中で、やはりしっかりと県全体

の負担の保険税の算定の在り方も変わってきている状況もありますし、今、全体の人口の25%の中でしっかり見るということの方向性については、私の中では確認をさせていただきましたので、今の、どうするかというのではなくて、もう一度持ち帰って、私の中では、もう一度この国保税の在り方については検討をさせていただくということでお答えしたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 答弁を見たとき、これは県が主体で令和11年度に県が統一した保険税を目指しているというところで、もしかしたら、その統一した保険税が我が町にとって高くなるのか、低くなるのかというのはなかなか難しいので、もしかしたらそれまで保険税の調整は難しいのかなという、答弁から持った感想です。

ただ、今町長が、上げないのも検討の一つだと思うので、そういう上げる、下げるは別として、ぜひもう一回この見直したい、検討したいということで、それはそれでよろしくお願ひしたいと思います。

いかんせんみんな苦しいですが、本当に物価も高いし、第1次産業、本当に悲鳴です。自営業者もそうですよね。アルバイトだって、年金生活者だって、環境的にはいいわけじゃないですから、その中でもそういう方々が加入する国保であります。

冒頭申し上げましたが、資産税、これは考えたほうがいいですよ。37年当初のやり方を今まで引っ張っていくということはない。それが分かった市町村はもうそれを外している。ぜひその部分は考えていただきたいという思いであります。

まず、町長に検討したいということで、次の質問に移る前にもう一度確認したいんですが、減税というものが頭の中に何ミリかあるんでしょうか。お願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今の状況の中でちょっと考えなきゃならないということは感じております。また、コロナ禍において物価高になっておりますので、この対策についても総合的に考えていかなきゃなりません。そういう中ではやはり1次産業と、特にも国保に入っている方々の状況等を勘案しながらということになりますので、それは一部ではなく全体を考えながらということで御理解いただきたいと思います。しっかりその辺は考えていきます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 国保も我々が議論できる特別会計であるから、国保の中で今私は

担当課長なり町長とやり取りしていました。広くカバーできるのが一般会計でありますから、国保世帯を含めた現況下における支援の在り方というものも、まず町長は今考えたいということをおっしゃったんだと思いますので、100歩譲って国保を軽減してもらうのが一番いいんですが、それが無理であれば一般会計の中から何らかの支援策を考えていくという、私はそういうふうに理解しましたので、ぜひ、その部分に関しましては実行に移していただきたいなと思います。国保は終わります。

次の質問も、その一般会計の支援というところにつながるわけですが、確かに、本当にこれ、5月30日時点の県内の市町村の動向が新聞に載っかっておりました。その中で当町を含む、5月30日時点ですよ、当町を含む13の市町村が実施するということで、その当町が取り組むというところにはすごく高く評価します。ありがとうございます。

その中で、記事からなんですが、盛岡を含む4市町が1万5,000円。一戸町が記事によればさらに2万円というものが載っていました。この場合、県の事業は児童手当ということですから、中学3年生までが、15歳までが該当するというのが県です。さらに当町では、3歳上乘せして高校3年生世代まで対象年齢を広げたということは、大変、本当に子育てで今困っている親御さんたちには助かると思うんですが、ちなみに0歳から18歳ということですが、18年間の平均出生率を70掛ければ、例えば1,300とか1,400の数字になるんですが、ちなみにどの程度のまず対象者数を見込んでおりますか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず現在、県のほうで定めております15歳までの分といたしましては約1,000人です。それから先、高校生まで、16歳から18歳まで、あとは特別付与、児童手当や公務員等のお子さん等々も含めると、プラスで約160から200人くらいではなかろうかというところを見込んでおります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1,200人くらいが対象人数ということであります。まず本当に助かるわけですが、そこで気になるのが、じゃあいつ頃どのくらいという話が誰しもが気になるところなんですが、そういういつ頃、幾らぐらいというのは現段階でお持ちでしょうか。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

県のほうの支給に関します要綱、昨日示されたところであるんですが、その中で一応支給はおおむねまず10月頃までにというふうな内容でございました。ですので、今回対象の範囲あるいは金額等々、再度内部で検討した上で、できるだけ早い時期にはお支払いしたいなというふうに考えておりますが、県のほうの動きのほうを見ながら、再度調整をした後に御報告をさせていただきたいなと、このように思います。

金額につきましても、これから内部のほうで、近隣の状況等を見ながら設定をしていきたいなというふうに思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 岩手県が1万5,000円でありますから、それを超える部分、最低でも1万5,000円という考え方ですよね。最高はあれですが、最低でも1万5,000円は出してもらえるという理解でよろしいですか。最低でも。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お見込みのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 最低でも1万5,000円ということで……いや、じゃ、どうぞ、どうぞ。いいですか。首振ったのはどういうわけですか。一般質問ですよ。否定するような行動に今受け止めたので、ちょっと。もうやめにしました。いずれにしろ、そういうところで頑張ってもらいたいと思います。

2年前をちょっと思い出してもらいたいんですが、国が国民1人につき10万円を支給したときの話を思い出してもらいたいんですが、当時、令和2年の4月27日までに生まれた子供は対象。4月28日以降に生まれた子供は対象から外れるという線引きをしなければいけないというところで、そういう2年前の10万円の支給の際の日にちの区分がありました。

今回の県の、例えばいつで区切るかというのが出てくると思うんですが、それに合わせるのか、あるいは若干延ばした中で、町としていつまでという日にちを定めた中で対応するのか、これも様々これから練っていくと思うんですが、どうですかね、そこら辺の考え方として、2年前に準ずるのかというところをまず確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 大丈夫、答えられる。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

2年前におきましても、基準日というところがあのおとき議論されてきたところは確か

に記憶の中にございまして、今回におきまして、年度当初ではなく年度の途中でありますので、ここの基準日というのはやはり素直に準ずるという形にはいかないんでないだろうかというふうに見込んでおります。やはり、対象を児童手当に限らず子育ての世帯を対象にというところで広く捉えていきたいなというふうに考えておりますので、この基準日につきましてもどのようにするかこれから検討していきたいなと、このように思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに、基準日は設けなければどこまでも引っ張ってきますので、それはもう決めるべきだと。ただ、その決め方が、やはり今の状況に合った決め方をしたほうがいいんじゃないかなと思う。もちろん、詳細なものが固まれば私たちのほうにも説明があると思うので、その詳細なものを見てから協議したいと思います。

いずれにいたしましても、今回の一般質問は、2つの項目の中で、片やお金をまける、片やお金を出せという、相反するような質問になりました。やはりこのコロナ禍というところがありましたのでそういう質問になりましたが、いずれにいたしましても、これからコロナの臨時交付金もまだ何か来るようですので、そういうものもやはり産業の部分、かなり疲弊していますので、そういう部分にもまず手当てすると、そしてまた、住民生活の部分におきましても、かなりの方々が様々な社会情勢の中で困っておりますので、町としてできる限りやっていただきたい。我々もそれには協議をさせていただきながら、まず良い方向に持っていきたいと思います。

時間が残りましたが、準備したものをお聞きしましたので、これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時14分